## सहC） <br> 高 知 県高知市丸ノ内一丁目2番20号発週 行 （火毎週 2 回

目 次
規 則 ページ
高知県事務処理規則の一部を改正する規則
〈4•1掲示〉 1

## 規 <br> 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年4月1日（掲示済）

## 高知県規則第51号

## 高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成 15 年高知県規則第 44 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 号及び第 5 号中「出納長」を「会計管理者」に改め，同条第 7 号中「部局長等」を「部局長，副部長等」に改め，同条第15号を次のように改める。
（15）部局長 部局の長をいう。
第2条第16号中「産業技術委員会事務局長並びに参事（危機管理担当及び情報化戦略推進担
当）」を「情報化推進監，雇用対策監並びに港湾振興監」に改め，同条第19号中「，主任企画員」 を削り，同条21号中「，教頭」を削る。
第 3 条第 1 項中「当該部局長等」を「当該部局長」に改め，同条第 2 項を削り，同条の次に次の 2条を加える。
第3条の2 次の表の左欄に掲げる職にある者の審査を受けるべき事務は，同表の右欄に掲げるも

| 職名 | 事務の種類 |
| :---: | :---: |
| 企画監 | 担任事務 |
| 税務調査監 | 地方税の調査及び徴収に関する指導及び研修の事務 |
| 危機管理指導監 | 危機管理に関する企画及び指䆃の事務 |
| 消防防災指導監 | 消防及び防災対策に関する企画及び指導の事務 |
| 情報技術専門監 | 情報通信技街に関する企画及び指導の事務 |
| 交通安全推進監 | 交通安全の推准に関する特に高度の専門的事務 |
| 副参事 | 担任事務 |

第3条の3 前条の規定によるもののほか，次の表の左欄に掲げる膱にある者の審査を受けるべき事務は，同表の右欄に揭げるものとする。

| 職名 | 事務O）種類 |
| :---: | :---: |
| 理事 | 知事の特命事項 |
| 保健福祉推進監 | 地域の保健福祉の推進に関する総合調整 |
| 排出権取引推進監 | 排出権取引に関する民間事業者等との協働による活動の企画調整 |
| 環境農業推進監 | 環境保全型農業の推進に関する韦務 |
| 建設検査長 | 農業振興部，森林部，海洋部及び土木部に係る 1 件 5 億円以上の建設工事の検査 |
| 土木技術監 | 公共事業の実施に関する総合調整及び土木技術の管理等の総括 |
| 参事 | 特命事項 |

第6条中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第11条第2項中「部局長等」を「部局長，副部長等」に改めた。
第 12 条第 1 項中「部局長等（以下「主務部局長等」を「部局長（以下「主務部局長」という。）
又は副部長等（次項において「主務副部長等」に改め，同条第2項中「主務部局長等」を「主務部

局長若しくは主務副部長等」に，「部局長等の」を「部局長の」に改める。
第14条第1項中 1，当該部局長等」を「当該部局長」に改め，同頂の表本庁の項を次のように改
める。

## 本庁

|  | 知事 | 副知事 | 総務部長 | 主務部局長 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 副知事 | 総務部長 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 主務部局長 } \\ \text { 理事 (担当する } \\ \text { 事務に限る。) } \\ \hline \end{array}$ | 副部長等（担当 する事務に限 る。） |
|  | 会計管理者 | 会計管理局次長 | 主務課室長 |  |
|  | 部局長 | 副部長等（担当 する事務に限 る。） <br> 建設検査長（担当する事務に限 る。） <br> 土木技術監（担当する事務に限 る。） | 参事（担当する事務に限る。）主務課室長 |  |
|  | 副部長等 | $\begin{array}{\|l} \hline \text { 参事 (担当する } \\ \text { 事務に限る。) } \\ \text { 主務課室長 } \\ \hline \end{array}$ |  |  |
|  | 建設検査長 | $\begin{aligned} & \text { 参事 (担当する } \\ & \text { 事務に限る。) } \\ & \text { 主務課室長 } \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |
|  | 土木技術監 | $\begin{aligned} & \text { 参事 (担当する } \\ & \text { 事務に限る。) } \\ & \text { 主務課室長 } \end{aligned}$ |  |  |
| 課室長補佐等を置 く課室 | 課室長 | 第3条の2の表 の左欄に揭げる職にある者（担当する事務（当該事務を所掌す る職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令並び に休暇に関する事項を含む。） に限る。）課室長補佐等 （課内室長等及 び専門企画員に あっては，担当 する事務に限 る。） | 課室長が指定す る一の職員 |  |
|  | 課室長補佐等 | 課室長が指定す |  |  |



第14条第1項の表次長等を置く出先機関の項中「又はグループ長」及び「グループ長（担当する事務に限る。）」を削り，「企画調整監」を「地域支援室長」に改め，「及びグループ長」を削 る。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第 4 条，第 8 条，第 11 条，第 15 条関係）

| 事務の種類 | 事項 | 決裁権者 |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 知 | 専決権者 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 副 <br> 知 <br> 事 | 部 <br> 局 <br> 長 | $\begin{aligned} & \text { 副 } \\ & \text { 部 } \\ & \text { 長 } \\ & \text { 等 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 課 } \\ & \text { 室 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 課 } \\ & \text { 室 } \\ & \text { 長 } \\ & \text { 補 } \\ & \text { 佐 } \\ & \text { 等 } \end{aligned}$ |  |  |
| 1 総則 | （1）県行政の基本に関す ること。 | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （2）議会の議決，同意若 しくは承認又は議会への報告を要する事項に関す ること。 | 0 |  |  |  |  |  |  | 財政課におい <br> て起案する。 |
|  | （3）（2）に関する部局内 ○）意思決定 |  |  | 0 |  |  |  | 総務部長財政課長 | 1 所管課室 において起案する。 <br> 2 条例その他議案につ いては法務課長に，組織に係るも のについて は行政管理課長に，人事に係るも のについて は人事課長 に合議す る。 |
|  | （4）部局問で特に調整を要する事務（2から13ま でに掲げるものを除 く。）に関すること。 |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
|  | （5）一の部局の所掌する事務のらち課室間で特に調整を要するもの（ 2 か ら13までに掲げるものを除く。）に関すること。 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
|  | （6）課室の所掌する事務 （2から13までに掲げる ものを除く。）に関する こと。 |  |  |  |  | 0 |  |  |  |

事務




| 及び第 9条） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （6）時 <br> 間外勤務命令及 び休日勤務命令並 | ア 課室長補佐等，危機管理指導監，交通安全推進監及 び副参事に係 るもの |  |  |  | 0 |  |  |  |
| びに特殊勤務 の実績確認に関する こと。 | イ 所属職員に係るもの |  |  |  |  | 0 |  |  |
| （7）管理職員特別勤務手当 | ソ 部局連携官，理事及び部局長に係る もの |  | 0 |  |  |  |  |  |
| 実績簿 <br> の確認 <br> に関す <br> るこ <br> と。 | 1 副部長等，第3条の3の表の左欄に掲 げる職にある者及び医監に係るもの |  |  | 0 |  |  |  |  |
|  | ウ 課室長，企画監，税務調查監，消防防災指導監及び情報技術専門監に係るもの |  |  |  | 0 |  |  |  |
| （8）休 <br> 暇に関 するこ と。 | ア 部局連携官，理事及び部局長に係る 6 日以上のも の | 0 |  |  |  |  |  |  |
|  | ィ部局連携官，理事及び部局長に係る 6日未満のも の |  | 0 |  |  |  |  |  |
|  | ウ 副部長等，第3条の3の表の左欄に揭 げる職にある |  |  | 0 |  |  |  |  |


|  | 者及び医監に係るもの |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|c} \hline \text { 工課室長に係 } \\ \text { るもの } \end{array}$ |  |  | 0 |  |  |  |
|  |  |  |  | 0 |  |  |  |
|  | 力 所属職員に |  |  |  | O |  |  |
| （9）部分休業の承認の取消しに関すること。 |  |  |  |  |  |  | この事項は，課室長に権限 を委任する。 |
| （10） 旅 <br> 行命令  <br> （変更  <br> 命令を  <br> 含む。）  <br> 及な復  <br> 命  <br> 理に関  <br> するこ  <br> と。  |  | 0 |  |  |  |  | 旅費の調整を要する場合 は，行政管理課長に合議す る（別纪指定 するものに限 り，このう ち，行政管理課長が適当と認めるものに ついては，行政管理課課長補佐に合議き せることがで きる。）。 |
|  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  | ＂ |
|  | （ウ） |  |  |  |  |  | ＂ |




|  | $\begin{aligned} & \text { 任等に } \\ & \text { 関する } \\ & \text { こと } \\ & \text { を除 } \\ & \text { く。) }_{0} \text {. } \end{aligned}$ |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （14）地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121号）第45条第2項の規定 による災害の認定に係る任命権者の意見に関する こと。 |  |  |  |  | 0 | 行政管理課長 |  |
| 4 訴訟等 に関する事務 | ```(1) 訴訟事件(調停事件 を含む。)に関するこ と。``` |  |  | $\bigcirc$ |  |  | 総務部長法務課長 |  |
|  | $\begin{array}{cc} (2) \\ \text { の } \end{array}$ |  | 0 |  |  |  | ＂ |  |
|  | （3）（1）のうち軽微な事務処理に関すること。 |  |  |  |  | 0 | 法務課長 |  |
|  | （4）不服申立ての裁決及 び決定に関すること。 |  | 0 |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{array}{rc} (5) \\ \text { (4) のらち軽易なも } \\ \hline \end{array}$ |  |  | 0 |  |  |  |  |
|  | （6）不服申立てに係る事案の執行の停止及び取消 しに関すること。 |  |  | 0 |  |  |  |  |
|  | （7）法律上，県の義務に属する損害賠償の額の決定に関すること。 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 5 その他庶務事務 | （1）国，地方公共団体等 に対する意見，要望，計画等の具申及び協議に関 すること。 |  |  | 0 |  |  |  | 財政負担を伴 らものについ ては，財政課長に合議す る。 |
|  | $\begin{array}{rr} \hline(2) & \text { (1) のうち重要なも } \\ \text { の } & \end{array}$ | 0 |  |  |  |  |  | 財政負担を伴 らものについ ては，総務部長及び財政課長に合議す る。 |
|  | （3）附属機関の運営及び諮問の決定に関するこ と。 |  |  | 0 |  |  |  | 財政負担を伴 らものについ ては，財政課長に合議す る。 |


| （4）請願，陳情等の処理 に関すること。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  | 財政負担を伴 うものにつ ては，総務部長及び財政課長に合議す る。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|rl\|} \hline \text { (5) } & \text { (4) のうち軽易なも } \\ \text { の } \end{array}$ |  | 0 |  |  |  | 財政負担を伴 らものにつ では，財政課長に合議す る。 |
| （6）公聴会の開催に関す ること。 |  |  |  | 0 |  |  |
| （7）表彰，感謝状等に関 すること。 |  | $\bigcirc$ |  |  | 総務企画課長 |  |
| （8）配車要求に関するこ と。 |  |  |  | 0 |  | $\begin{aligned} & \text { 課室長が適当 } \\ & \text { と認めるも } \\ & \text { については, } \\ & \text { 課室長補佐等 } \\ & \text { が専決する。 } \end{aligned}$ |
|  |  | 0 |  |  | 法務課長 |  |
| るこ イ アのうち県 <br> と。 政運営上重要 <br> なもの | $\bigcirc$ |  |  |  | 総務部長法務課長 |  |
| $\begin{array}{\|l} \text { ウ 監督上必要 } \\ \text { な命令 } \end{array}$ |  |  | 0 |  | 法務課長 |  |
| 工 定款又は寄附行為の変更認可，基本財産の処分の承認，解散の認可，解散及び清算結了の届出の受理並び に残余財産の処分の許可 |  |  | 0 |  | ＂ |  |
| オ エのうち軽 <br> 易なもの |  |  |  | 0 | ＂ |  |
| 力 業務及び財産状況の検查 |  |  |  | 0 |  |  |
| キ 定例報告等 |  |  |  | 0 |  |  |


| と。 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （2）公 <br> 益信託 引受けの許 <br> 可 |  | $\bigcirc$ |  |  | 法務課長 |  |
| に関す イ アのうち県 <br> るこ 政運営上重要 <br> と。 なもの <br>   | $\bigcirc$ |  |  |  | 総務部長法務課長 |  |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { ウ } \\ \text { 監督上必要 } \\ \text { な命令 } \end{array}$ |  |  | 0 |  | 法務課長 |  |
| エ 信託条項の変更の認可，受託者の辞任 の許可，受託者の解任，新受託者及び信託管理人の選任，受託者の信託財産の取得及び残余財産の処分の許可並びに信託財産の管理人 の選任 |  |  | 0 |  | ＂ |  |
| $\begin{gathered} \text { 才 エのうち軽 } \\ \text { 易なもの } \\ \hline \end{gathered}$ |  |  |  | 0 | ＂ |  |
| 力 信託事務及 び信託財産の状況の検査 |  |  |  | 0 |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { キ 定例報告等 } \\ & \text { に関するこ } \\ & \text { と。 } \end{aligned}$ |  |  |  | 0 |  |  |
| （3）法令等に基づく指示，勧告及び報告の徴収 その他監督権の行使に関 すること。 |  |  |  | 0 |  |  |
| （4）各種資格試験の実施及び合格者の決定並びに各種資格の事実認定に関 すること。 |  |  |  | 0 |  |  |
| （5）申請に対する処分に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| （6）（5）のらち重要なも の |  | 0 |  |  |  |  |
| （7）不利益処分に関する こと。 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |


|  | $\begin{array}{\|cc\|} \hline(8) & (7) ~ の う ち \text { 軽易なも } \\ \text { の } & \\ \hline \end{array}$ |  |  |  | 0 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （9）聴聞 の付与に | 聞及び弁明の機会関すること。 |  | 0 |  |  |  |  |
|  | （10）（9） <br> 専決する <br> 利益処分 | ）のらち課室長が ることができる不 <br> に係るもの |  |  | 0 |  |  |  |
|  | （11）届出 | 艮関すること。 |  |  | 0 |  |  |  |
|  | （12）県 が共催又は後援をす る事業 の承認 に関す るこ | ア 承認基準に かかわらず，県行政の円滑 な推進の見地 から特に承認 する必要があ ると認められ る事業 |  | 0 |  |  |  |  |
|  | $\varepsilon_{0}$ | $\begin{aligned} & 1 \text { ア以外の事 } \\ & \text { 業 } \end{aligned}$ |  |  | 0 |  |  |  |
| 7 補助金 <br> （急担金及び交付金を含 む。以下 この項に おいて同 じ。）に関する事務 | （1） <br> 助金の <br> 受入れ <br> に関す <br> るご <br> と。 | $\begin{gathered} \hline \text { ア 不服の申出 } \\ \text { に係る各省庁 } \\ \text { の長の措置に } \\ \text { ついての内閣 } \\ \text { 総理大臣への } \\ \text { 意見の申出 } \end{gathered}$ | 0 |  |  |  |  |  |
|  |  | ィ 各省庁の長 への交付申請 （取下げを含 む。） |  |  | 0 |  |  |  |
|  |  | ウ 各省庁の長 への補助事業等の変更承認申請 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
|  |  | エ 各省庁の長 への補助事業等に起因して得た財産の処分の承認申請 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |
|  |  | 才 各省庁の長 への不服の申出 |  | 0 |  |  |  |  |
|  |  | カ 各省庁の長 からの返還命令に基づく補助金の返還 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |




|  |  |  |  |  |  |  | $\left\lvert\, \begin{array}{ll} \text { 号) } & \text { 第 } 4 \\ \text { 条各号の } \\ \text { いずれか } \\ \text { に該当す } \\ \text { るものに } \\ \text { つい て } \\ \text { は, 会計 } \\ \text { 管理局長 } \\ \text { 又は会計 } \\ \text { 企画課長 } \end{array}\right.$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （10）利子補給の承認に関 すること。 |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
|  | （11）補助金の交付条件に係る指示に関すること。 |  |  |  |  | 0 |  |  |
|  | （12）補助事業の指令前着工の承認に関すること。 |  |  |  |  | 0 |  |  |
|  | （13）補助事業等の是正措置，一時停止等の命令に関すること。 |  |  |  |  | 0 |  |  |
|  | （14）報告の徴収又は立入検査に関すること。 |  |  |  |  | 0 |  |  |
| 8 貸付金 に関する事務 |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  | 別に指定する ものについて は，財政課長 に合議する。 |
|  |  |  |  | 0 |  |  |  | $\begin{aligned} & \prime \prime \\ & ※ \end{aligned}$ |
|  |  |  |  |  |  |  |  | $\begin{gathered} \prime \prime \\ ※ \end{gathered}$ |



| 及び予定価格 <br> の決定 <br> に関す <br> るこ <br> と。 | のもの |  |  |  |  |  |  |  | ついては，財政課長に合議する。 2 事前に一括して箇所付けの決裁 を受けてい るもののエ事の施行決定及び予定価格の決定 について は，随意契約による場合を除き，部局長が専決する。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 11 件の工事請負対象金額 が 3 億円以上 5 億円未満の もの |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  | 別に指定する工事の施行決定について は，財政課長 に合議する。 |
|  | ウ 1 件の工事請負対象金額 が2億円以上 3 億円未満の もの |  |  |  | 0 |  |  |  | $\begin{aligned} & " \\ & ※ \end{aligned}$ |
|  | 工 1 件の工事請負対象金額 が 2 億円未満 のもの |  |  |  |  | 0 |  |  | 別に指定する 500 万円以上 の工事の施行決定について は，財政課長 に合議する。 ※ |
| （2）指名競争入札参加者 の決定に関すること。 |  |  |  |  |  | 0 |  |  |  |
| （3） 工 <br> 事の設  <br> 計変更  <br> 及 び設  <br> 計変更  <br> に伴う  <br> 契約変  <br> 更に関  | $\begin{aligned} & \text { ア } 1 \text { 件 } \sigma \text { 工事 } \\ & \text { 請負対象金額 } \\ & \text { か } 3 \text { 億円以上 } \\ & \text { のもの } \end{aligned}$ |  |  | 0 |  |  |  |  | （1）におらいて財政課長に合議したものに ついては，財政課長に合議 する。 ※ |
|  | 11件の工事 |  |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |




産に関す

|  | （5） 高 <br> 知県 土  <br> 木設  <br> 等委訰  <br> 業務検  <br> 查規程  <br> （平成  <br> 13 年 4  | 当初 <br> の契約 <br> 額が 1 <br> 上のもの | $\begin{aligned} & \text { 初の1件 } \\ & \text { 対象金 } \\ & 1 \text { 億円以 } \\ & \infty \end{aligned}$ |  | 0 |  |  | 農業振興部，森林部，海洋部及び土木部 が主管する委託業務につい ては，士木部建設検查長が専決する。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 月 高知県訓令第14号 の2） に規定 する検查に関 するこ と。 | イ 当初 <br> の契約 <br> 額が 1 <br> 満のもの | かの1件対象金億円未 の |  |  | 0 |  | 宸業振興部，森林部，海洋部及び土木部 が主管する委託業務につい ては，士木部建設検査課長 が専決する。 |
|  | $\begin{aligned} & \text { (6) 委話 } \\ & \text { 長及び } \\ & \text { こと。 } \\ & \hline \end{aligned}$ | もの完了期時中止に | 期限の延 こ関する |  |  | 0 |  |  |
|  | （7）委託関するこ | 任の出来高 Eと。 | 高検査に |  |  | $\bigcirc$ |  |  |
| $\begin{aligned} & 11 \text { 県の財 } \\ & \text { 産に関す } \\ & \text { る事務 } \end{aligned}$ | （1） <br> 有財産 に関す るこ と。 | ア 土 <br> 地及 <br> び 建 <br> 物 等 <br> の取 <br> 得及 <br> び 処 <br> 分 |  | $\bigcirc$ |  |  |  | 高知県財産規則第 16 条ただ と書に該当す るものについ ては，管財課長に合議を要 しない。 |








|  | を設定するこ と。（地方自治法第238条の 5 第 1 項並び に高知県財産規則第 38 条及 び第39条） |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { ス その他公有 } \\ \text { 財産の管理 } \end{array}$ |  |  | 0 |  | 高知県財産規則第 16 条各号 に該当するも の（同条ただ し書に該当す るものを除 く。）につい ては，管財課長に合議す る。 |
| $\begin{array}{cr} \hline \text { (2) } & \text { 用 } \\ \text { 品等に } \\ \text { 関する } \\ \text { こと。 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|r\|} \hline \text { ア 高知県用品 } \\ \text { 等調達特別会 } \\ \text { 計で調達する } \\ \text { 用品等の交付 } \\ \text { 請求 } \end{array}$ |  |  | 0 |  | 1 課室長が適当と認め るものにつ いては，課室長補佐等 が専決志 る。 <br> 2 高知県財産規則第64条に規定す る重要物品 （以下「重要物品」と いら。）に ついては，財政課長に合議する。 ※ |
|  |  | 0 |  |  | 総務事務 センター課長 | 1 重要物品及び奇附の受納につい ては，財政課長に合議 する。 ※ 2 普通物品 について |








|  | ウ 指定管理者 との協定の楴結 |  |  | $\bigcirc$ |  |  | 行政管理課長 <br> 財政課長会計企画課長 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | ェ ウのらち年度ごとの定例的なもの |  |  |  |  | $\bigcirc$ | 会計企画課長 | 当初の計画か ら金額を変更 するものにつ いては，財政課長に合議す る。 |
|  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { オ ウのらち軽 } \\ \text { 微な変更 } \\ \hline \end{array}$ |  |  |  |  | 0 |  |  |
|  | 力 業務の調查又は検査 |  |  |  |  | 0 |  |  |
|  | キ 指定の取消 | O |  |  |  |  | 総務部長行政管理課長 <br> 財政課長 |  |
|  | $\begin{aligned} & \text { ク 業務の全部 } \\ & \text { の停止 } \end{aligned}$ |  | 0 |  |  |  | ＂ |  |
|  | $\left\lvert\, \begin{array}{\|c\|} \hline \text { 業務の一部 } \\ \text { の停止 } \end{array}\right.$ |  |  | $\bigcirc$ |  |  | ＂ |  |
|  | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \beth & \text { 利用料金の } \\ \text { 承認 } \\ \hline \end{array}$ |  |  |  |  | 0 | 財政課長 |  |
| 12 会計事務に関す ること。 | （1）歳出予算の令達に関 すること。 |  |  |  |  | 0 |  | $\begin{aligned} & \text { 課室長が適当 } \\ & \text { と認めるもの } \\ & \text { については, } \\ & \text { 課室長補佐等 } \\ & \text { が専決する。 } \end{aligned}$ |
|  | （2）歳出子算の流用に関 すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  | 別に指定する ものについて は，財政課長 に合議する。 |
|  | （3）歳入の調定及び納入 の通知に関すること。 |  |  |  |  | 0 |  | $\begin{aligned} & \text { 課室長が適当 } \\ & \text { と認めるもの } \\ & \text { については, } \\ & \text { 課室長補佐等 } \\ & \text { が専決する。 } \\ & \hline \end{aligned}$ |
|  | （4）支出の命令に関する こと。 |  |  |  |  | 0 |  | 交際費及び食糧費に係るも のを除き，課室長が適当と認めるものに |


|  |  |  |  |  |  |  | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { ついては, 課 } \\ & \text { 室長補佐等が } \\ & \text { 过決する。 } \\ & \hline \end{aligned}\right.$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （5）収入及び支出の更正及び訂正に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  | 課室長が適当 と認めるもの については，課室長補佐等 が専決する。 |
| （6）歳入の戻出及び歳出 の戻入の決定に関するこ と。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （7）歳入歳出外現金及び保管有価証券の受け払い の通知に関すること。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （8）資金前渡職員の指定 に関すること。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （9）過誤納金の充当に関 すること。 |  |  |  | O |  |  | ＂ |
| （10）納入通知著（現金領収証書）の特例の定め及 び当該告示に関するこ と。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （11）収入未済額の繰越し の通知に関すること。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （12）歳入の徴収又は収納 の委託及び当該告示に関 すること。 |  |  |  | O |  |  | ＂ |
| （13）前渡資金精算書に関 すること。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （14）概算払の決定に関す ること。 |  |  |  |  |  |  | この事項の決裁は，（18）に定めるところ による。 |
| （15）概算払の精算確認に関すること。 |  |  |  | O |  |  | 課室長が適当 と認めるもの については，課室長補佐等 が専決する。 |
| （16）支出事務の委託の決定に関すること。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （17）振替要求の決定に関 すること。 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| （18）支厂 報酬 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
| 出負担 1 給料 |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |


| 行為に <br> 関する <br> こと。 | ウ 職員手当等 |  |  |  |  | O |  |  | ＂ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 工 共済費 |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  | ＂ |
|  | 才 災害補償費 |  |  |  |  | 0 |  |  |  |
|  | $\begin{array}{\|l} \hline \text { 力 } \\ \text { 恩給及び退 } \\ \text { 職年金 } \\ \hline \end{array}$ |  |  |  |  | O |  |  |  |
|  | キ 賃金 |  |  |  |  | 0 |  |  | 課室長が適当 と認めるもの については，課室長補佐等 が専決する。 |
|  | $\begin{array}{\|cc\|} \hline \text { ク } & \text { 報 } \\ & \text { 償費 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \hline(ア) \\ 500 \text { 万 } \\ \text { 円 以 } \\ \text { 上 の } \\ \text { もの } \end{gathered}$ |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  | 施行伺等によ り事前に意思決定されたも のについて は，課室長が專決すること ができる。 |
|  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { (1) } \\ & 500 \text { 万 } \\ & \text { 円 } \\ & \text { 未 } \begin{array}{c} \text { 满 } \\ \text { もの } \end{array} \\ & \hline \end{aligned}$ |  |  |  | 0 |  |  | 課室長が適当 と認めるもの については，課室長補佐等 が専決する。 |
|  | ヶ 旅費 |  |  |  |  | 0 |  |  | ＂ |
|  | コ 交際費 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
|  | サ 需 <br> 用費 |  |  | 0 |  |  |  |  | 施行伺等によ り事前に意思決定されたも のについて は，課室長が専決すること ができる。 |
|  |  | （1） 500 万円以上 1，000万円未 満 のも の |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  | ＂ |
|  |  | （ウ） 500万 円 未 満の |  |  |  | 0 |  |  | 食糧費を除 き，課室長が適当と認める ものについて |






|  | $\begin{array}{ll} \text { 未 } & \text { 満 } \\ 0 & も \\ 0 & \ddots \end{array}$ |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （ウ） <br> 5，000 <br> 万 円 <br> 以上 <br> 1 億 <br> 円未 <br> 満の <br> もの |  |  | 0 |  | $\begin{aligned} & \hline " \\ & ※ \end{aligned}$ |  |
|  | （エ） <br> 5， 000 <br> 万 円 <br> 未 満 <br> の $も$ <br> の |  |  |  | 0 | $\begin{array}{\|l} \prime \prime \\ \times \end{array}$ |  |
| $\begin{array}{cc} \hline \text { 叉 } & \text { 償還金, 利 } \\ \text { 子及び割引料 } \end{array}$ |  |  |  |  | 0 |  |  |
| $\left\lvert\, \begin{array}{rr} \text { ネ } & \text { 投 } \\ \text { 資 } & 及 \\ \text { び } & { }^{4} \\ \text { 資金 } \end{array}\right.$ | $\begin{array}{\|cc\|} \hline \text { (ア) } & \\ 1 & \text { 億 } \\ \text { 円 } & 以 \\ \text { 上 } & \text { の } \\ \text { もの } \\ \hline \end{array}$ | 0 |  |  |  | 財政課長 | 11で決裁を受 けたものにつ いては，部局長が専決す る。 |
|  | （イ） <br> 5，000 <br> 万 円 <br> 以上 <br> 1 億 <br> 円未 <br> 満の <br> もの |  | 0 |  |  | ＂ |  |
|  | （ウ） <br> 3， 000 <br> 万 円 <br> 以上 <br> 5， 000 <br> 万 円 <br> 未 満 <br> のも |  |  | 0 |  | $\begin{aligned} & \hline 11 \\ & ※ \end{aligned}$ |  |
|  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { (エ) } \\ 3,000 \\ \text { 万 円 } \end{array}$ |  |  |  | $\bigcirc$ | ＂ |  |




備考1－「決裁権者」欄の「知事」に○印のある事務は知事が，「副知事」に○印のある事務は副知事が，「部局長」にO印のある事務は部局長が，「副部長等」にO印のある事務は副部長等が，「課室長」に○印のある事務は課室長が，「課室長補佐等」に○印のある事務 は課室長補佐等（課長室補佐等を置かない課室にあっては，課室長）が，当該事務の決裁権者であることを示す。
2 部局連捞官及び理事に係る3の（4），（5），（7），（8）及び（10）の事項に係るこの表の規定の適用については，「決裁権者」欄の「部局長」とあるのは，当該職と読み替えるも のとする。
3 建設検查長又は土木技術監の所掌する事務に係るこの表の規定の適用については，「決裁権者」欄の「副部長等」とあるのは，当該職と読み替えるものとする。
4 「合議先」欄及び「備考」欄に※印があるのは，「ただし，財政課長が適当と認めるも のについては，財政課課長補佐又は財政課のチーフのうち財政課長が指名する者に合議き せることができる。」ことを示す。
5 総務部に属する職員に係る 3 の（3）の事項については，総務企画課長に権限を委任する ものとする。
6 危機管理部消防政策課消防防災航空隊に属する職員に係る30）（4）から（6）まで （8），（9）及び（10）のアの事項については，当該隊長が専決するものとする。
7 高知県行政組織規則第 10 条に規定する各地区に駐在する政策企画部地域づくり支援課の地域支援企画員（総括）及び地域支援企画員に倸る 3 の（4）から（10）まで0事項（（10）の事項については，旅費の支出を伴わないものに限る。）については，地域支援企画員（総括）が専決するものとする。
8 農業振興部環境農業推進課営農支援室に属する職員に係る3の（4）から（6）まで， （8），（9）及び（10）のアの事項については，当該室長が専決するものとする。
9 高知県行政組織規則第11条の2に規定する駐在所に駐在する森林部木材産業課の専門企画員及び職員に係る3の（4）から（6）まで及び（8）の事項については，専門企画員が専決 するものとする。
10 複数の項目に該当する事項の決裁権者は，最上位の者とする。

別表第2中「（第5条関係）」を「（第5条，第8条，第15条関係）」に改め，同表の10の項中「第5条第1頃」を「第5条第5項」に改め，同表中38の項を39の項とし，37の項を38の項とし， 36 の項を 37 の項とし， 35 の項を 36 の項とし，同表 34 の項中「36」を「37」に改め，同項を同表 35 の項とし，同表中33の項を34の項とし，32の項を33の項とし，31の項を32の項とし，30の項を31の項 とし，29の項を30の項とし，同表28の項中「27」を「28」に改め，同項を同表29の項とし，同表27 の項を同表28の項とし，同表26の項中「31」を「35」に改め，同項を同表27の項とし，同表中25の項を 26 の項とし，24の項を 25 の項とし，23の項を 24 の項とし，22の項を 23 の項とし，21の項を 22 の項とし，20の項を 21 の項とし，19の項を 20 の項とし，18の項を19の項とし，17の項を18の項とし， 16 の項を 17 の項とし，15の項を16の項とし，14の項を15の項とし，13の項を14の項とし，12の項の次に次のように加える。

別表第2備考2中「17」を「18」に改め，同表備考3中「高知県農業技術センター山間試験部」 を「高知県農業技術センター山間試験室」に，「16」を「17」に，「山閒試験部長」を「山間試験室長」に改め，同表備考4中「高知県農業技術センター山間試験部」を「高知県農業技術センター山間試験室」に，「28」を「29」に，「山間試験部長」を「山間試験室長」に改め，同表備考5中「20から22まで，24から27まで及び30から37まで」を「21から23まで，25から28まで及び31から38 まで」に改め，同表備考6中「28」を「29」に改め，同表備考7中「17」を「18」に改め，同表備考8中「及び高知県幡多農業振興センター農業改良普及課土使清水支所」を削り，「16」を「17」 に改め，同表備考9中「及び高知県幡多農業振興センター農業改良普及課士佐清水支所」を削り，
「28」を「29」に改め，同表備考10中「16」を「17」に改め，同表備考11中「20，21及び28」を「21，22及び29」に改め，同表備考12中「17」を「18」に，「支所長が」を「当該支所長が」に改 め，同表備考13中「20，24から26まで及び28」を「21，25から27まで及び29」に，「支所長」を「当該支所長」に改め，同表備考14中「高知県幡多士木事務所宿毛事務所，士佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び土佐清水事務所」に，「28」を「29」に，「，土佐清水事務所長及び坂本ダム管理事務所長」を「及び土佐清水事務所長」に改 め，同表備考15中「高知県幡多土木事務所宿毛事務所，土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」 を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び土佐清水事務所」に，「31，33，35及び37」を「32， 34，36及び38」に，「，土佐清水事務所長及び坂本ダム管理事務所長」を「及び士佐清水事務所長」に改め，同表備考16中「32及び36」を「33及び37」に改め，同表備考17中「高知県幡多土木事務所宿毛事務所，土佐清水事務所及び坂本ダム管理事務所」を「高知県幡多土木事務所宿毛事務所及び土佐清水事務所」に，「17」を「18」に，「，土佐清水事務所長及び坂本ダム管理事務所長」 を「及び土佐清水事務所長」に改め，同表備考18中「20及び21」を「21及び22」に改め，同表備考 19中「24から26まで，30及び34」を「25から27まで，31及び35」に改め，同表備考20中「16」を「17」に改め，同表備考21中「17」を「18」に改め，同表備考22中「20及び21」を「21及び22」に改め，同表備考23中「22，23，27及び30から37まで」を「23，24，28及び31から38まで」に改め，同表備考 24 中「38」を「39」に改め，同表備考25中「24から26まで」を「25から27まで」に改め，同表備考26中「28」を「29」に改める。
別表第3中「第11条関係」を「第8条，第11条，第15条関係」に改め，同表の1の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1の（1）の表1の（2）の項中「，（1）」を「並びに （1）」に改め，同表の1の（2）中「政策法制課」を「法務課」に改め，同表の1の（2）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1の（2）の表1の（1）の項中「別表第1の1の（2）」を「別表第1の1の（2）及び（3）」に改め，同表の1の（2）の表4の項を次のように改める。


別表第3の1の（3）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1の（3）の表1 の項中「平成 2 年高知県条例第 1 号」を「平成 2 年高知県条例第 1 号。以下この項において「条例」とい う。」に改め，同表の1の（3）の表1の（1）の項及び 1 の（2）の項中「高知県情報公開条例」を「条例」に改め，同表の1の（3）の表2の項中「平成13年高知県条例第2号」を「平成13年高知県条例第2号。以下この項において「条例」という。」に改め，同表の1の（3）の表2の（1）の項及 び2の（2）の項中「高知県個人情報保護条例」を「条例」に改め，同表の1の（4）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1の（4）の表 2 の（2）の項中「別表第 1 の $3 \omega(12)$ 」を「別表第 1 の3の（13）」に改め，同表の1の（5）中「人事企画課」を「人事課」に改め，同表の1の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1の（5）の表人事企画に関する事務の（5）の項を次 のように改める。

> (5) 職員の研修に関する

こと。
別表第3の1の（6）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1の（7）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の1 $O(7)$ の表 $30(1)$ の頃中「総務大臣への」を「総務大臣への協議又は」に，「第33条の7第4項」を「第5条の3第1項並びに第5条の4第1項，第3項及び第4項」に改め，同表の1の（8）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，7の項を削り，8の項 を 7 の項とし， 9 の項を 80 項とし，10の項を 9 の項とし，11の項を 100 項とし，同表の 1 の（ 9 ） の表中「部局長等」を「部局長」に改め，3の項を削り，同表の1の（10）及び1の（11）を削り，同表の 2 中「企画振興部」を「政策企画部」に改め，同表の 2 の（1）中「分権•連携推進室」を「地方分権推進課」に改め，同表の2の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表中2の（2） を削り，2の（1）を2の（2）とし，2の（1）として次のように加える。
（1）企画調整課

| 事務の種類 | 事項（根拠条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 <br> 任 <br> 者 |  |  |
|  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 知 } \\ \text { 事 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 部 } \\ \text { 局 } \\ \text { 長 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \hline \text { 等 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | 所長 |  |  |
| 1 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49年法律第78号） に関する事務 | （1）周辺地域についての公共用施設の整備計画の作成及び変更の主務大臣 への同意を求める協議 （発電用施設周辺地域整備法第 4 条第 1 項及び同条第 9 項において準用す る同条第1項） | 0 |  |  |  |  |  |  |  | 関係す <br> る部局 <br> 長 |  |
|  | （2）（1）のうち軽易な変更に係るもの |  |  | 0 |  |  |  |  |  | ＂ |  |
| 2 河川法 <br> （昭和39年法律第 167号） に関する事務 | 水利使用に関する処分に係る国土交通大臣への意見 の具申（河川法第36条第1項） |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |

別表第3の2の（3）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 2 の（3）の表2の項中「昭和22年法律第26号」を「昭和22年法律第26号。以下この項において「法」という。」に改め，同表 の 2 の（3）の表 2 の（1）の項から2の（3）の項までの規定中「学校教育法」を「法」に改め，同表 の 2 の（3）の表3の（1）の項中「第16条」を「法第 16 条にむいて準用する法第 12 条」に改め，同表 の 2 の（3）の表 7 の（6）の項中「第21条の規定による」を「第17条第 1 項の規定に基づく兼職及び他の事業等の従事に係る」に改め，同表の 2 の（4）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表 の 2 の（4）の表3 3 項中「地方公営企業法に関する事務」を「地方公営企業法（以下この項におい て「法」という。）に関する事務」に改め，同表の2の（4）の表3の（1）の項及び3の（2）の項中「地方公営企業法」を「法」に改め，同表の2の（4）の表5 の項中「昭和25年法律第211号」を「昭和25年法律第211号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の2の（4）の表5の （1）の項及び5の（2）の項中「地方交付税法」を「法」に改め，同表の2の（4）の表10の（2）の項中 「第6条第6項」を「第6条第6項において準用する同条第1項」に改め，同表の2の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 2 の（5）の表3の（6）の項中「関すること（法第60条）。」を「関すること。（法第60条）」に改め，同表の 2 の（6）の表中

| 部 <br> 局 <br> 長 |
| :---: |$|$| 部 |
| :--- |
| 局 |
| 長 |

等 を $\square$ に改め，同表の 2 の（6）の表1の項中「昭和 60 年法律第 63 号1を「昭和 60

年法律第63号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の2の（6）の表1の（1）の項中「半島振與法」を「法」に，「部局長等」を「部局長」に改め，同表の2の（6）の表1の（2）の項中「半島振橿法」を「法」に改め，同表の 2 の（6）の表 2 の項中「の作成」を「を定めること。」 に改め，同表の 2 の（6）の表4の頂を削り，同表の 2 の（ 6 ）の表5 の項中「昭和40年法律第 64 号」 を「昭和40年法律第64号。以下この項に䛙て「法」という。」に改め，同表の 2 の（6）の表5の （1）の項中「山村振興法」を「法」に，「関倸する部局長等」を「川」に改め，同表の2の（6）の表5の（2）の項中「山村振興法第 7 条の 2 第 1 項」を「法第 7 条の 2 第 1 項及び第 4 項」に改め，同表の 2 の（6）の表5の（3）の項中「の協議及び同意（山村振興法」を「一の同意（法」に，「農山村振興課長」を「農業農村支援課長」に改め，同表の 2 の（ 6 ）の表中 5 の項を 4 の項とし， 60 ）項を5の項とし，同表の 2 の（7）の表中「部局長等」を「部局長」に，「第14条第1頃」を「第14条第 2 貣」に，「第 14 条第 2 項」を「第 14 条第 3 項」に，「第 1 条」を「第 2 条」に改め，同表の 2の（8）の表を次のように改める。

| 事務の種類 | 事項（根拠条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 知 } \\ \text { 事 } \end{array}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 |  |  |
|  |  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { 副 } \\ & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 部 } \\ \text { 局 } \\ \text { 長 } \end{array}$ |  <br> 副 <br> 部 <br> 長 <br> 等 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{l\|} \hline \text { 所 } \\ \text { 長 } \end{array}$ |  |  |
| 1 地方バ ス路線運行維持対策に関す る事務 | 地方バス路線の運行維持対策に関すること。 |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 2 公共用 <br> 飛行場周辺におけ る航空機騒音によ る障害の防止等に関する法律（昭和 42年法律第110号）に関 する事務 | 航空機の航行の方法並び に第一種区域，第二種区域及び第三種区域の指定につ いての意見の具申（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第40条第1項） | 0 |  |  |  |  |  |  |  | 清流• <br> 環境課長 |  |

る。

| 事務の種類 | 事項（根拋条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | $⿳ ⿱ ㇒ ⿲ 丶 丶 ㇒ 冖 又 女$ <br> 任 <br> 者 |  |  |
|  |  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { 副 } \\ & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 部 } \\ & \text { 局 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 課 } \\ & \text { 室 } \\ & \text { 長 } \\ & \text { 補 } \\ & \text { 佐 } \\ & \text { 等 } \end{aligned}$ | 所 <br> 長 | $\begin{aligned} & \hline \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ |  |  |
| 電子計算機及びネッ | （1）電子計算機の運営に関すること。 |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| トワークの <br> 運営に関す | （2）県庁ネットワークの運営管理に関すること。 |  |  |  |  | O |  |  |  |  |  |
| る事務 | （3）高知県新情報ハイウ ェイの運営管理に関する こと。 |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
|  | （4）高知県新情報ハイウ <br> ェイの民間利用に関する こと。 |  |  |  |  | O |  |  |  |  |  |

別表第3の2の（11）及び2の（12）を削り，同表の2の（13）の表中「部局長等」を「部局長」に改 め，同表の 2 の（13）の表 1 の項中「昭和 22 年法律第 18 号」を「昭和 22 年法律第 18 号。以下この項に おいて「法」という。」に改め，同表の2の（13）の表1の（1）の項中「統計法第 7 条第1項」を「法第 7 条第 1 項及び第 2 項」に改め，同表の 2 の（13）の表1の（2）の項及び 10 （3）の項中「「統計法」を「法」に改め，同表の 2 の（13）の表中 4 の項を削り， 5 の項を 4 の項とし，同表の 2 の （13）を同表の2の（11）とする。
別表第3の9中「（港湾空港局各課を除く。）」を削り，同表の9の（1）及び9の（2）を次のよ らに改める。

| 事務の種類 | 事項（根拠条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 知 } \\ \text { 事 } \end{array}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 |  |  |
|  |  |  | 副 <br> 知 <br> 事 | 部 <br> 局 <br> 長 | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | 課 <br> 室 <br> 長 <br>  <br>  <br>  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 至 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \text { 等 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 所 } \\ \text { 長 } \end{array}$ |  |  |
| 1 建設業法（昭和 24年法律第100 | （1）建設業者に対する必要な指示及び営業の停止命令（法第28条第1項か ら第5項まで） |  |  | O |  |  |  |  |  |  |  |



（2）建設検査課
事務の種類 事項（根拠条項）
決裁権者



別表第3の9の（3）を削り，同表の9の（4）中「土地対策課」を「用地対策課」に改め，同表の 9 の（4）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の9の（4）の表10（4）O項中「（同条第 14項において準用する場合を含むな）」を「及び同条第14項において準用する同条第10項」に改 め，同表の9の 9 （4）の表2の項中「昭和26年法律第180号」を「昭和26年法律第180号。以下この項 において「法」という。」に改め，同表の9の（4）の表2の（1）の項及び2 の（2）の項中「国土調查法」を「法」に改め，同表の9の（4）の表中3の項を削り，4の項を3の項とし，5の項を4の項とし，6の項を5の項とし，同表の9の（4）の表7の項中「昭和38年法律第152号」を「昭和38年法律第152号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の9の（4）の表70（1）の項及び 7 の（2）の項中「不動産の鑑定評価に関する法律」を「法」に改め，同表の9の（4）の表中 7 の項を6の項とし，8の項を70項とし，9の項を8の項とし，10の項を90項とし，同表の9の （4）の表に次のように加える。
10 不動産（1）道路法（昭和27年法
登 記 法 律第 180 号）第 92 条第 1 項 （平成16 の不用物件及び河川法第年法律第 91条第1項の廃川敷地等 123号。 の処分並びに農道，水路以下この 等の付け替え等に伴う登項におい 記の嘱託（法第116条）
て「法」（2）（1）以外の登記の嘱



| $\begin{array}{\|l\|} 12 \text { 公共用 } \\ \text { 地の取得 } \end{array}$ | （1）特定公共事業の認定 の手続（法第8条） |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| に関する特別措置法（昭和 36年法律第150号。以下 この項に おいて「法」と いう。） に関する事務 | （2）生活再建計画の作成 （法第47条第3項） |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| 13 公有地 の拡大の推進に関 | （1）土地の譲渡の届出の受理その他土地の先買い制度に関すること。 |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
| する法律 <br> （以下こ <br> の項に | （2）土地開発公社の設立及び設立の認可（法第 10条） | O |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{gathered} \text { お い て } \\ \text { 「法」と。 } \\ \text { いう。) } \\ \text { に関する } \end{gathered}$ | （3）土地開発公社に対す る必要な命令等（法第19条第1項，第2項及び第 5 項） |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| 事務 | （4）土地開発公社に対す る便宜の供与（法第 26条） |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| 14 都市計画法（昭和43年法律第100号）に関 する事務 | 公共施設の管理者の同意 （都市計画法第32条） |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
| $\begin{array}{\|cc\|} \hline 15 & \text { 土地改 } \\ \text { 良法に関 } \\ \text { する事務 } \\ \hline \end{array}$ | 国有地編入の承認（土地改良法第5条第6項） |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
| 16 高知県公共用財産管理条 | （1）公共用財産の使用等 の許可（条例第3条第1項） |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | 上木事務所長 |
| 例（平成 12年高知県条例第 | （2）公共用財産における砂利採取の許可（条例第3条第1項） |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
| $\begin{gathered} 26 \text { 号。以 } \\ 下 こ の \text { 項 } \end{gathered}$ | （3）（2）のちち新規採取地に係るもの及び重要と |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |




の事務
用地の買収及び補償に関 すること。

別表第 3 中 9 の $(4)$ を 9 の $(3)$ とし， $9 の(5)$ を削り，同表の 9 の 6 ）中「河川防災課」を「河川課」に改め，同表の9の（6）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の9の（6）の表10 （6）$)$ 項中「，高知県中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長及び高知県幡多十木事務所坂本ダム管理事務所長」を「及び高知県中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長」に改め，同表の90）（6） の表1の（14）の項中「第26条」を「第26条第1項」に改め，同表の9の（6）の表中6の項から9の項までを削り，10の項を6の項とし，110項を7の項とし，同表の9の（6）を同表の9の（4）を し，同表の9の（7）中「砂防課」を「防災砂防課」に改め，同表の9の（7）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の9の（7）O表1の項中「明治30年法律第29号」を「明治30年法律第29号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の90）（7）O表10（2）の項及び1 1 （3） の項中「砂防法」を「法」に改め，同表の9の（7）の表4の（11）の項中「（10）」を「（11）」に改 め，同頃を同表の9の（7）の表4の（12）の項とし，同表の9の（7）の表中4の（10）の項を4の（11） の項とし，4の（9）の項を4の（10）の頃とし，4の（8）の項を4の（9）の項とし，4の（7）の項を 4 の（8）の項とし，4の（6）の項を 4 の（7）の項とし，4の（5）の項を 4 の（6）の項とし，4の （4）の項を4の（5）の項とし，4の（3）の項を4の（4）の項とし，同表の9の 9 （7）の表4の（2）の項中「土木事務所長」を「川」に改め，同項を同表の90（7）の表40（3）O項とし，同表の90） （7）の表4の（1）O項の次に次のように加える。

| （2）急傾斜地崩壊危険区域の指定に係る関係市町村長の意見の聴取（法第 3 条第1項） |  |  |  |  |  |  | 0 |  |  | 土木事務所長 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

別表第3の9の（7）の表 9 の項に次のように加える。

| $\begin{array}{c}\text {（3）公共工事等の有用残 } \\ \text { 土の処分に関すること。 }\end{array}$ |  |  |  |  |  |  | O |  | $\prime \prime$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :--- | :--- |

別表第3の9の（7）の表中 9 の項を130項とし，8の項の次に次のように加える。


|  | 令に関すること。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 10 公共土木施設災害復旧事業に係る事前協議 に関する事務 | 国庫負担申請前の協議に関すること。 |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| 11 公共土木施設災害復旧事業の実施計画協議 に関する事務 | 実施計画協議に関するこ と。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{array}{\|c\|} \hline 12 \text { 災害関 } \\ \text { 連事業に } \\ \text { 関する事 } \\ \text { 務 } \\ \hline \end{array}$ | 災害関連事業の要望，全体計画審査，交付申請等に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |

別表第3の9の（7）を同表の9の（5）とし，同表の9の（8）の表中「部局長等」を「部局長」に
改め，同表の9の（8）の表1の（2）の項を次のように改める。


別表第3の9の（8）の表1の（4）の項から1の（6）の項までを次のように改める。


別表第309の（8）の表3の（1）の項を次のように改める。


別表第3の9の（8）の表12の（5）の項中「に掲げる事項」を「の事項」に改め，同表の9の（8） を同表の9の（6）とし，同表の9の（9）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の9の（9） の表1の（3）の項及び1の（4）の項を次のように改める。


| 決定に係る同意（法第19 <br> 条第3項） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （4）都市計画の変更及び |  |  |  |  | O |  |  |  |  |  |
| 市町村の都市計画の変更 <br> に係る同意（法第21条第 <br> 1 項及び同条第2項にお <br> いて準用する法第19条第 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 項） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

別表第309の（9）の表中 2 の項を削り， 30 項を 2 の項とし， 4 の項を 3 の項とし， 5 の項を 4 の項とし，6の項を5の項とし，70項を6の項とし，8の項を 70 項とし， 9 の項を 8 の項と ，10の項を 9 の項とし，11の項及び12の項を削り，同表の 90 （ 9 ）O表130項中「掲記された」
を「記載された」に改め，同項を同表の9の（9）の表10の項とし，同表の9の（9）の表14の項を削 り，同表の 9 の（ 9 ）を同表の 9 の（7）とし，同表の 9 の（10）中「下水道課」を「公園下水道課」に改め，同表の9の（10）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の90（9）の表5の（3）か項中「（1）から（2）まで」を「（1）及び（2）」に改め，同表の9の 9 （ 9 の表中 5 の項を 7 の項と －4 の項の次に次のように加える。

| 5 都市公園法（昭和31年法 | （1）都市公園の設㯰，区域の変更又は廃止の公告 （法第2条の2） | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 律 第 79号。以下 | $\begin{gathered} \text { (2) (1) のらち軽易なも } \\ \text { の } \end{gathered}$ |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| この項に おいて「法」を いら。） | （3）公園管理者以外の者 の公園施設の設置及び管理の許可（法第5条第1項及び第2項） |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| に関する <br> 事務 | $\begin{array}{cc} (4) \\ \text { の } & (3) \text { のらち軽易なも } \end{array}$ |  |  | 0 |  |  |  |  |  |
|  | （5）（3）のうち許可の更新に係るもの |  |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  | 士木事務所長 |
|  | （6）公園施設の占用の許可及び許可事項の変更の許可（法第 6 条第 1 項及 び第3項） |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
|  | （7）（6）のらち軽易なも の（法第 7 条第 1 号，第 2 号及び第4号から第6号までに掲げるものを除 く。） |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
|  | （8）（6）のらち法第7条第1号，第2号及び第4号から第 6 号までに掲げ るものに係るもの並びに許可の更新に係るもの |  |  |  |  |  | 0 |  | 土木事務所長 |
|  | （9）（3）から（7）までの |  |  |  |  |  | O |  | ＂ |





別表第3の9の（10）を同表の9の（8）とし，同表の9の（11）中「住宅企画課」を「住宅課」に改 め，同表の9の（11）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，1 の項を削り，2の項を1 の項と同項の次に次のよらに加える
2 高知県 高知県宅地建物取引業番
宅地建物議会に関すること。
取引業審
議会条例
（昭和47
年高知県
条例第8
号）に関
する事務
別表第3の9の（11）の表3の項を削り，同表の9の（11）の表4の（1）の項中「第17条第1項」を「第17条第1項及び第8項」に改め，同表の9の（11）の表4の（2）の項中「（同条第8項において準用する場合を含む。）」を「並びに同条第8項において準用する同条第3項及び第4項」に改 め，同表の9の（11）の表4の（3）の項中「（同条第8項において準用する場合を含む。）」を「及 び同条第8項において準用する同条第 7 項」に改め，同表の9の（11）の表中 4 の項を 3 の項とし， 5 の項を4の項とし，6の項を5の項とし，7の項を6の項とし，8の項を7の項とし，9の項を 8 の項とし，10の項を9の項とし，11の項を10の項とし，12の項を11の項とし，同表の9の（11）の表に次のように加える。

この項に
おうて
「条例」
といら。）
に関する
事務

別表第3中9の（11）を9の（9）とし，9の（12）を削り，同表の9の（13）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の9の（13）の表3の項中「住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号）」を「独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）」に，「住宅金融公庫貸付住宅」を「建築物等」に，「住宅金融公庫法第 23 条第 1 項第 3 号」を「独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成19年政令第 30 号）第 7 条第 1 項第 3 号」に改め，同表の 9 の（13）の表 6 の（5）の項を次 のように改める。


別表第3の9の（13）O表 7 の（1）の項を次のように改める。
（1）計画の認定の取消し
（法第9条）
別表第309の（13）を同表の9の（10）とし，同表の9に次のように加える。
（11）港湾課

| 事務の種類 | 衰項（根颋条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 <br> 任 <br> 者 |  |  |
|  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 知 } \\ \text { 事 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 部 } \\ \text { 局 } \\ \text { 長 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | 課 <br> 室 <br> 長 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 侢 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | $\begin{array}{l\|l\|} \hline \text { 所 } \\ \text { 長 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ |  |  |
| 1 港湾法 <br> （昭和25 | （1）港湾計画の策定（法第3条の3） | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 年法律第 218 号。以下この | （2）港務局の港湾区域に ついての認可（法第 4 条第4項） |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| 項におい <br> て「法」 といら。） <br> に関する <br> 事務 | （3）港湾区域内の水域及 び公共空地の占用の許可，港湾区域内の水域及 び公共空地における土砂 の採取（手掘りに倸るも のに限る。）の許可並び に港湾の開発，利用又は保全に著しく支障を与え るおそれのある港湾法施 |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | 土木事務所長 <br> （高知県高知土木事務所に あって は，高知県高 |

行令（昭和26年政令第4号）第 14 条で定める行為 の許可（法第 37 条第 1 項第1号，第2号及び第4号）

知土木事務所高知港事務所長が専
決する － ことが でき
る。） る。） （4）港湾隣接地域の指定 （5）臨港地区の決定（法第38条第1項） （6）踣港地区内における
行為の）届出等（法第38条 の2）




|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| こと。 <br> （3）高知県港湾施設使用 <br> 許可等市町村事務処理交 <br> 付金の交付の決定及び当 <br> 該交付金の支払に関する <br> こと。 |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | ＂ |


| （12）海岸課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 事務の種類 | 事項（根抓条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 受 } \\ \text { 任 } \\ \text { 者 } \\ \hline \end{array}$ |  |  |
|  |  |  | 副 <br> 知 <br> 事 | $\begin{aligned} & \text { 部 } \\ & \text { 局 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 副 } \\ & \text { 部 } \\ & \text { 長 } \\ & \text { 等 } \end{aligned}$ | 課  <br> 室  <br> 長  <br>   <br>   <br>   | 課 <br> 室 <br> 長 <br> 補 <br> 佐 <br> 等 | 所 長 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 所 } \\ \text { 長 } \end{array}$ |  |  |
| 1 海岸法 <br> （昭和31 <br>  <br> 年法律第 <br>   | （1）海岸保全基本計画の策定（法第 2 条の 3 第 1項） |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| 101 号。 <br> 以下この <br> 項におい | （2）海岸保全区域の指定及び廃止（法第 3 条第 1項，第2項及び第4項） |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { て「法」 } \\ & \text { という。) } \\ & \text { に関する } \\ & \text { 事務 } \end{aligned}$ | （3）他の施設等の設置に係る海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内 の占用並びに施設及び工作物の設置に係る一般公共海岸区域（水面を除 く。）内の占用の許可 （占用面積が 300 平方メー トル以内のもの又はブロ ック等製作作業ヤード等 の占用に係るものに限 る。）（法第 7 条第 1 項及び第37条の4） |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  |  |
|  | （4）海岸保全区域の土石 の採取（手掘りに係るも のに限る。），海岸保全 |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | ＂ |

区域内の水面及び公共海岸の土地以外の土地にお ける他の施設等の新設及 び改築並びに土地の掘削，盛土，切土等の許可並びに一般公共海岸区域内の土石の採取（手掘り に係るものに限る。），一般公共海岸区域の水面 における施設及び工作物 の新設及び改築並びに土地の掘削，盛土，切土等 の許可（海岸防護上影響 の著しいものを除く。）
（法第8条第1項及び第 37条035）
（5）国又は地方公共団休 が海岸保全区域及びー般公共海岸区域の占用及び制限行為をするときの協議（当該協議に係る占用及び制限行為の許可の決裁権者が所長であるもの に限る。）（法第10条第 2項（法第37条の8にお いて準用する場合を含 to））






別表第3中10及び11を削り，9を12とし，11として次のように加える。
11 産業技術部各課



（2）研究開発課

| 事務の種類 | 事項（根挂条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 知 } \\ \text { 事 } \end{array}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 <br> 任 <br> 者 <br> 保 |  |  |
|  |  |  | 副 <br> 知事 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 部 } \\ \text { 局 } \\ \text { 長 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | 所長 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 所 } \\ \text { 長 } \end{array}$ |  |  |
| 産業技術部に属する試験研究機関に係る試 | （1）共同研究契約，受託研究契約，委託研究契約及び契約に伴う申請，報告等に関すること。 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 験研究等実 } \\ & \text { 施要綱及び } \\ & \text { 研究契約に } \\ & \text { 関する事務 } \end{aligned}$ | （2）試験研究の実施に関 する事務的な確認事項 |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | 試験研究を実施する機関長 |
| （3）知的則 | 才産課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事務の種類 | 事項（根拠条項） |  |  |  | 決裁 | 権者 |  |  |  | 合議先 | 備考 |

## 成 9 年高 <br> 知県規則 <br> 第90号） <br> に関する <br> 事務

別表第3の8中「農林水産部海洋局」「海洋部」に改め，同表の8の（1）を㲂り，同表の89 （2）中「水産経営指導課」を「漁業経営課」に改め，同表の8の（2）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の8の（2）の表1の（3）の項を次のように改める。
（3）組合の解散の認可
（法第68条第2項（法 （法第68条第2項（法第86条第4項，第 96 条第 5 項及び第 100 条の 6 第5項において準用する場合 を含む。）及び第91条の 2 第2項（法第100条第5項において準用する場合
を含む。））
別表第3の8の（2）の表4の項から90項までを次のように改める。

| 4 信用事業統合等促進資金 0）利子補給に関す る事務 | 利子補給の承認に関する こと。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 5 漁業経営再建資金融通助成事業に関する事務 | 経営再建計画の認定及び計画変更の認定に関するこ と。 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| 6 漁業経営維持安定資金の利子補給 に関する事務 | 㳬業経営再建計画の認定及び計画変更の認定に関す ること。 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| 7 漁業近代化資金 | （1）利子補給の承認に関 すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 等の利子補給に関 | （2）貸付限度額の特別承認に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| する事務 | （3）利子補給金の請求及 び受領に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
|  | （4）漁業信用基金協会へ の出資金の請求及び受領 |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |



別表第3の8の（2）の表10の項を削り，同表の8の（2）を同表の8の（1）とし，同表の8の（3） の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の8の（3）の表に次のように加える。


別表第3の8の（3）を同表の8の（2）とし，同表の8の（4）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の8の（4）の表4の（1）の項を次のように改める。

| 1 <br> （法第場改善計画の認定 |  |  |  |  | $O$ |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :--- | :--- |

別表第3の8の（4）の表 4 の（2）の項中「の防止」を「を防止するための命令」に改め，同表の 8の（4）の表5の（1）の項中「開設及び」を「開設及び廃止並びに」に，「第58条」を「第58条第 1 項」に，「及び第65条，」を「並びに第65条第1項及び第2項並びに」に，「農林水産部長」を「農業振興部長」に改め，同表の8の（4）の表5の（2）の項中「第9条及び第10条」を「第9条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条第 1 項」に改め，同表の 8 の（4）の表 7 の（ 1 ）の項中「その他必要 な」を「その他の必要な」に改め，同表の8の（4）の表7の（2）の項中「立入検査等」を「立人調

查等」に改め，同表の8の（4）を同表の8の（3）とし，同表の8の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の8の（5）を同表の8の（4）とする。
別表第 3 の 8 を同表の 10 とし，同表の 7 中「農林水産部森林局」を「森林部」に改め，同表の 7 の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の7の（1）の表1 の（5）の項中「林業振興事務所長を含む」を「高知県中央東林業事務所にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長が専決することができる」に改め，同表の7の（1）の表3 の項中「森林整備地域活動支援推進事業」を「「森林整備地域活動支援事業」に，「林業振興事務所長を含む」を「高知県中央東林業事務所嶺北林業振㷃事務所の所管区域内の事貢にあっては，高知県中央東林業事務所饋北林業振興事務所長に委任する」に改め，同表の7の（1）の表6の項を次のように改める。


別表第3の7の（1）の表9の項中「昭和41年法律第126号」を「昭和41年法律第126号。以下この見において「法」という。」に改め，同表の7の（1）の表9の（1）の項中「入会林野等整俑計画 に改め，同表の 7 整（1）の表 9 の 2 （2）の項中「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」を「法」に改め，同表の7の（1）の表10の項を次のように改める。



別表第3の7の（1）の表中11の項を削り，12の項を11の項とし，同表の7の（1）の表130（2）の項中「林業振興事務所長を含む」を「高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する」に改め，同表の7の

林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する」に改め，「高知県地域林業支援センター所長」を削り，同表の7の（1）の表14の（5）の項を次のように改める。
（5）（1）から（4） 4 事項以外の林業普及指導
事項以外の林業普及
事業に関すること。
別表第3の7の（1）の表中 14 の項を 13 の項とし， 15 の項及び 16 の項を削り，同表の 7 の（ 5 ）を削 り，同表の7の（4）中「森林整備課」を「治山林道課」に改め，同表の7の（4）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の7の（4）O表1の（3）の項中「林業振興事務所長を含を」を「高知県中央東林業事務所篔北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振與事務所長に委任する」に改め，同表の7の（4）を同表の7の（5）とし，同表の7の （3）中「林業振興課」を「木材産業課」に改め，同表の7の（3）の表中「部局長等」を「部局長」 に改め，同表の 7 の（3）の表1の（1）の項中「第2条」を「第2条の2」に改め，同表の7の（3） の表1の（3）の項中「。（5）において「政令」という。」を削り，同表の70（3）の表1 の（4）の項中「第4条第1項」を「第4条第1項及び第2項」に改め，同表の7の（3）の表1の（5）の項中「政令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改 め，同表の 7 の（3）の表 2 の（1）の項中「及び公表」を削り，同表の 7 の（3）の表2の 2 （2）の項中「並びにこれらの公表」を「に関すること。」に改め，同表の7の（3）の表2の（3）の項中「木材安定供給確保事業に関する計画（（4）において「事業計画」という。）」を「事業計画」に改め，同表の7の（3）の表2の（4）の項中 「認定事業計画」を「認定に係る事業計画」に，「取消し」を「取消しに関すること。」に改め，同表の7の（3）の表2の（5）の項中「，助言及び報告」を「及 び助言並びに認定事業者からの報告の徵収」に改め，同表の7の（3）の表4の（3）の項，5の（1） の項，6の項及び8の項中「林業振興事務所長を含む」を「高知県中央東林業事務所顓北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任す

る」に改め，同表の7の（3）を同表の7の（4）とし，同表の7の（2）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の7の 7 （2）の表1の（6）の項中「＂」を「高知県中央東林業事務所長」に改め，同表の 7 の（2）の表 2 の（1）の項中「林業振興事務所長を含む」」を高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては，高知顚中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する」に改め，同表の 7 の $(2)$ の表 2 の（2）O項中「 1 」 」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長が専決することができ る。）」に改め，同表の 7 の（2）の表2の（3）の項中「生き活きこうちの森づくり推進事業費補助金」を「生き活きこらち0森づくり推進事業費補助金」に，「川」を「林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内の事項にあっては，高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）」に改め，同表の7の（2）の表3の項及び4の項を次のように改め る。



別表第3の7の（2）の表に次のように加える。


別表第3中7の（2）を7の（3）とし， 7 の（1）の次に次のように加える。
（2）林業改革課



|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ては， <br> 高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長 に委任 $\qquad$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （3）駆除命令等による損失の補償（法第8条第1項） |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | ＂ |
|  | （4）補助金の内示，交付決定，し沙ん工検查，支払及び確定に関するこ と。 |  |  |  |  |  |  |  | 0 |  | ＂ |
| 5 森林国 （昭和12年法律第 25号）に関する事務 | の交付，保険証書の再交付，保険契約の記載事項の変更，保険料の返還，損害 の実地調査結果の報告等 （森林国営保険法第 6 条第 1 項及び第 20 条ただし書並 びに森林国営保険法施行令 （昭和28年政令第 245 号）第 3 条から第 11 条末で及び第 13条） |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |

別表第3の7を同表の9とし，同表の6中「碾林水産部各課（森林局の各課室及び海洋局の各課 を除く。）」を「農業振興部各課室」に改め，同表の6の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 6 の（2）中1農山村振興課」を「農業農村支援課」に改め，同表の 6 の（2）の表中
「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 6 （2）の表1の項中「。以下この項において「法」と「部局長等」を「部局長」に改め，同表の6の（2）の表1の項中，以下この項において「法」を いう。」を削り，「法に」を「農地法に」に改め，同表の6の（2）の表2の項中1。以下この項に
 の6の（2）の表3の項中1。以下この項において「法」という。」を削り，「法に」を「農村地域




別表第3の6の（2）の表5の項を削り，同表の6の（3）中「担い手支援課」を「協同組合指䆃課」に改め，同表の 6 の（3）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 6 の（3）の表2の （1）の項中「。以下この項において「規則」という。」を削り，同表の6の（3）の表2の（2）の項中「規則」を「高知県農業近代化資金利子補給規則」に改め，同表の6の（3）の表中4の項及び5 の項を削り，6の項を4の項とし，同表の6の（3）の表7の項中「昭和36年法律第204号」を「昭和36年法律第204号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の6の（3）の表7 の（1） の項及び 70 （2）の項中「農業信用保証保険法」を「法」に改め，同表の6の（3）の表中 7 の項を 5 の項とし，8の項を6の項とし，9の項を7の項とし，100項を8の項とし，11の項を削り，同表の6の（3）の表に次のように加える。

$$
9 \text { 農業協 (1) 農業協同組合の組合 }
$$

同組合法 員以外の者の施設の利用
（昭和22 の制限を緩和する農業協
年法律第 同組合の指宗（法第10条
132号
以下この（2）農業地同組合の
以下この
く「法」
という。
関する －関
務（4）認可（法第60条）
の認可の業協同組し合の設立
（法第 63
各第2湎）条第2項）
（5）農業協同組合の解散 の認可（法第64条第2項）
（6）農業協同組合の合併 の認可（法第65条第2項）
（7）農業共同組合連合会 の権利義務承継の認可 （法第70条第2項） （8）農業協同組合及び農事組合法人に対する資料 の提出命令（法第 93 条第 1 項）
（9）組合員の貯金若しく は定期積金の受入れ又は共済に関する事業を行う




別表第3の6の 6 （4）を削り，同表の6の（5）中「農業技術課」を「環境農業推進課」に改め，同表の6の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の6の（5）O）表1の項中「。以下この項において「法」という。」を削り，同表の6の（5）の表1の（3）の項中「法」を「農業改良助長法」に改め，同表の6の（5）の表2の項を次のように改める。


| 例第 10 条） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :--- |
| （3）入校手数料等の還付 <br> （条例第 11 条ただし書） |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |

（条例第11条ただし書）
別表第3の6の（5）の表に次のように加える。



別表第3中6の 5 5）を 6 の（4）とし，6の 6 ）を削り，同表の 6 の $(7)$ の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の6の（7）の表2の項中「，野菜」を「野菜」に，「上記1」を「1に揭 げるもの」に改め，同表の6の（7）の表2の（2）の項中「以外」を「以外の野菜の価格安定事業 に改め，同表の 6 の（7）の表3の（1）の項中「畜産課長」を「畜産振興課長」に，「海洋局長」を「海洋部長」に，「による」を「による。」に改め，同表の6の 6 （ 7 ）の表 3 の $~(3) ~ の ~$ 項中「開設及

び」を「開設及び廃止並びに」に，「第58条」を「第58条第1項」に，「及び第65条，」を1並ひ に第65条第1項及び第2項並びに」に改め，同表の6の（7）の表3の（4）の項中「第 9 条及び第 10条」を「第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条第 1 項」に改め，同表の 6 の（ 7 ）の表3の（5）の項中「畜産課長」を「畜産振興課長」に，「による」を「による。」に改め，同表の6の（7）の表に次のように加える。

下この項において「法」という。）」を削り，「が管轄する区域に係るものは支所長」を「の所管区域内の事項にあっては，支所長に委任する。」に改め，同表の6の（8）の表5の項中「昭和30年法律第180号」を「昭和30年法律第180号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の6 の（8）の表5の（1）の項及び5の（2）の項中「養ほう振興法」を「法」に改め，同表の6の（8）の表12の項中「昭和35年法律第49号」を「昭和35年法律第49号。以下この項において「法」とい う。」に改め，同表の 6 の（8）の表12の（1）の項中「羲舀振興法」を「法」に，「家畜保健衛生所

長」を「家畜保健衛生所長（支所の所管区域内の事項にあっては，支所長に委任する。）」に改 め，同表の6の（8）の表12の（2）の項中「養鶏振興法」を「法」に改め，同表の6の（8）の表16の項を次のように改める。


別表第3の6の（8）の表20の（1）の項中「開設及び」を「開設及び廃止並びに」に，「第58条」 を「第58条第1項」に，「及び第65条，」を「並びに第65条第1項及び第2項並びに」に改め，同表の 6 の（8）の表 20 の（ 2 ）の項中「第 9 条及び第 10 条」を「第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条第1項」に改め，同表の6の（8）の表21の（1）の項中「その他必要な」を「その他の必要な」に改 め，同表の6の（8）の表21の（2）の項中「立入検査等」を「立入調査等」に改め，同表の6の（8） を同表の 6 の（6）とし，同表の 6 の（9）中「耕地課」を「農業基盤課」に改め，同表の 6 の（ 9 ）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の6の（9）の表10（7）の項中「耕地課長」を「課長」に改め，同表の6の（9）の表3の項中「河川防災課」を「河川課」に改め，同表の6の（9）の表5の（1）の項及び5の（3）の項中「掲記された」を「記載された」に改め，同表の6の（9）を同表の6の（7）とする。
別表第3中6を8とし，7として次のように加える。
7 観光部各課

| 事務の種類 | 事項（根㧐条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 知 } \\ \text { 事 } \end{array}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 任 者 佰 |  |  |
|  |  |  | 副 <br> 知 <br> 事 | $\begin{aligned} & \text { 部 } \\ & \text { 局 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | 副 <br> 部 <br> 長 <br> 等 | 課 <br> 室 <br> 長 | $\begin{array}{l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | 所 |  |  |  |
| 1 旅行業 | （1）旅行業及び旅行業者 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |



| 4 高知県立足摺海洋館に関 する事務 | （1）休館日の変更等に関 すること。（高知県立足摺海洋館の設置及び管理 に関する条例（昭和 49 年高知県条例第46号。以下 この項において「条例」 という。）第2条ただし書） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）入場料の減免（条例第5条） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （3）高知県立足据海洋館 の施設又は資料等の損傷又は亡失による損害の認定（条例第 7 条） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （4）運営業務の委託 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  | 財政課長 |  |
|  | （5）（1）から（4）までの事項以外の高知県立足摺海洋館に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |

別表第3の5の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の5の（1）の表1 $\boldsymbol{1}$（11）の項中「許可」を「届出」に改め，同表の5の（1）の表10（14）の項中「，計量法施行規則」を「及び計量法施行規則」に改め，同表の．5の（1）の表1の（45）の項中「許可」を「届出」に改め，同表の 5 の（1）の表 2 の項中「平成 4 年通商産業省命第 80 号」を「平成 4 年通商産業省令第 80 号。以下こ の項において「省令」といら。」に改め，同表の5の（1）の表2の（1）の項及び2の（2）の項中「軽量単位規則」を「省令」に改め，同表の50（1）O表10の項中「経営流通課長」を「経営支援課長」に，「研究開発推進スタッフ長」を「研究開発課長」に改め，同表の5の（2）中「金融課」 を「経営支援課」に改め，同表の50（2）O表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の50 （2）の表3の項中「昭和28年法律第196号」を「昭和28年法律第196号。以下この項において「法」 という。」に改め，同表の5の（2）の表3の（1）O項中「信用保証協会法」を「法」に，「人事企画課長」を「人事課長」に改め，同表の5の（2）O表30（2）の項及び30）（3）の項中「信用保証協会法」を「法」に改め，同表の5の（2）の表に次のように加える。

| 4 大規模小売店舗立 地 法 （平成 10 | （1）届出をした者に対す る必要な措置をとるべき旨の髟告（法第 9 条第 1項） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 年法律第 91 号。以 下この項 | （2）（1）の勧告に従わな い旨の公表（法第 9 条第 7 項） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| において <br> 「法」と <br> いら。） <br> に関する <br> 事務 | （3）（1）及び（2）の事項以外の法に関すること。 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 5 中小企 | 中小企業団体の組織に関｜ |  |  |  | O |  |  |  |  |  |




別表第3の5の（3）O表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の5の（4）を削り，同表の5 の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の5の（5）の表10項中「昭和24年法律第 174号」を「昭和24年法律第174号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の5の（5） の表1の（1）の項及び1の（2）の項中「労働組合法」を「法」に改め，同表の5の（5）の表5の （2）の項中「授業料」を「授業料及び受講料」に改め，同表の5の（5）の表5の（3）の項中「及び授業料」を「，授業料及び受講料」に改め，同表の5の（5）の表100 項中「昭和35年法律第123号」を「昭和35年法律第123号。以下この項におういて「法」という。」に改め，同表の5の（5）の表10の（1）の項中「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条の6第3項」を「法第7条第3項」 に改め，同表の5の（5）の表10の（2）の項中「障害者就業•生活支援センター」を「障害者雇用支

援センター及び障害者就業•生活支援センター」に，「障害者の㕍用の促進等に関する法律第9条 の18第1項」を「法第 27 条第 1 項及び第 33 条」に改め，同表の 5 の（ 5 ）の表12の項中「昭和62年法律第23号」を「昭和62年法律第23号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の50 （5）の表120（1）の項から12の（4）の項までの規定中「地域㕍用開発促進法」を「法」に改め，同表の5の（5）の表16の項中「（外部の労衝者からの通報）の通報•相談」を「に係る措置及び教示」に，「第10条」を「第10条第1項」に改め，同表中5の（5）を5の（4）とし，5の（6）及び5 の（7）を削る。
別表第3の5を同表の6とし，同表の4の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 40 （2）O表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の4の（2）の表12の（4）の項中「（同条第 6 項において準用する場合を含む。）」を「及ず同条第6項において準用する同条第2項」に改 め，同表の4の（2）の表12の（5）の項中「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を「及 び同条第6項において準用する同条第3項」に改め，同表の 40 （2）O）表12の（12）の項中「（法第 30条第2項において準用する場合を含む。）」を「及び法第30条第2項において準用する法第29条第3項」に改め，同表の4の（2）の表12の（14）の項中「（法第32条第 2 項において準用する場合を含志。）」を「及び法第32条第2項に抽いて準用する法第31条第3項」に改め，同表の4の（2）の表12O）（15）の項中「（法第32条第2項において準用する場合を含む。）」を「及び法第32条第2項 において準用する法第31条第4項」に改め，同表の4の（3）の表中「部局長等」を「部局長」に改 め，同表の 40 （3）の表40（5）の頃中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削 り，同表の 4 の（3）の表 4 の（6）の項中「第 10 条第 1 項及び第 2 項」を「第 10 条第 1 項第 3 号及び第2項」に改め，「川」を削り，同表の4の（3）の表中5の項を削り，60項を50項とし，7の項を6の項とし，8の項を7の項とし，同表の4の（3）の表9の（6）の項中「第15条」を「第15条第3項」に改め，「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り，同表の4の（3）の表中 9 の項を 8 の項とし， 100 項を削り， 11 の項を 90 項とし， 12 の項を 10 の項とし，同表の 4 の （4）中「廃莗物対策課」を「廃重物処理推進課」に改め，同表の4の（4）O表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の4の（4）の表1の（27）の項中「。以下この項において「省令」とい う。」を削り，同表の4の（4）の表1の（28）の項中「省令」を「廃革物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に改め，同表の4の（4）の表3の（1）の項中「事前協議書の受理」を「事前協議」に改め，同表の4の（4）の表3の（2）の項中「県外産業廃蓑物受託拹議書の受理」を「県外産業廃妻物受託協議」に改め，同表の 4 の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の4 4 （5）の表1の（5）の項中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り，同表の 40 （ 5 ）の表 2の（5）め項中「入館料」を「入館料及び使用料」に改め，「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り，同表の4の（5）の表3の（3）の項，30（6）の項，4の（5）の項及び5の （3）の項中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削り，同表の40）（6）O表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 4 の（7）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の 4 の（7）の表 9 の（1）の項中「。以下この項にむいて「政令」という。」を削り，同表の4の（7）の表9の（2）の項中「政令」を「割賦販売法施行令」に改め，同表の4の（7）の表に次のように加え る。



別表第3の4の（8）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同素の4の（8）の表3の（4）の項中「指定管理者が行うことができない場合に限る。」を削る。
別表第3の4を同表の5とし，同表の3中「各課」を「各課室」に改め，同表の3の（1）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（1）の表2の項を次のように改める。


別表第3の3の（1）の表5の（5）の項を次のように改める。

| （5）社会福祉法人に対す <br> る報告の徴収及び検查並 <br> びに必要な措置の命令 <br> （法第56条第1項及び第 <br> 2 項） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |

2項）
別表第3の3の（1）の表7の項を次のように改める。


剧表第3の3の（1）の表中8の項を削り，9の項を8の項とし，10の項を9の項とし，11の項を

10 の項とし，12の項を11の項とし，13の項を12の項とし，140項を13の項とし，15の項を14の項と し，16の項を15の項とし，17の項を16の項とし，18の項を17の項とし，19の項を18の項とし，20の項を19の項とし，21の項を20の項とし，220項を21の項とし，23の項を 22 の項とし，同表の 3 の （1）の表24の項中「その他」を削り，同項を同表の3の（1）の表23の項とし，同表の3の（1）の表 に次のように加える。


者支援に

閏す
務
別表第3の3の（2）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，1の項を削り，2の項を1の項と し，同表の3の（2）の表3の項中「昭和23年法律第201号」を「昭和23年法律第201号。以下この項 において「法」といら。」に改め，同表の3の（2）の表30（1）の項及び3の（2）の項中「医師法」を「法」に改め，同表の30（2）の表3の項を同表の3の（2）の表2の項とし，同表の30 （2）の表4の項中「昭和23年法律第202号」を「昭和23年法律第202号。以下この項において「法」 という。」に改め，同表の3の（2）の表 4 の（1）の項及び 4 の（2）の項中「歯科医師法」を「法」 に改め，同表の3の（2）の表中4の項を3の項とし，5の項を4の項とし，6の項を5の項とし，同表の30（2）の表7の項中「昭和40年法律第137号」を「昭和 40 年法律第 137 号。以下この項にお いて「法」という。」に改め，同表の30（2）の表 7 の（1）の項及び 70 （2）の項中「理学療法士及び作業療法士法」を「法」に改め，同表の30（2）の表7の項を同表の3の（2）O表6の項と し，同表の3の（2）の表 8 の項中「昭和 46 年法律第 64 号」を「昭和 46 年法律第 64 号。以下この項に おいて「法」という。」に改め，同表の 3 の（2）の表8の（1）の項及び8の（2）の項中「視能訓練士法」を「法」に改め，同表の3の（2）の表中8の項を7の項とし，9の項を8の項とし，10の項 を9の項とし，11の項を10の項とし，12の項を11の項とし，同表の3の（2）の表13の項中「昭和45年法律第19号」を「昭和45年法律第19号。以下この項に抽いて「法」という。」に改め，同表の3 の（2）の表130（1）の項中「柔道整復師法第12条第1項」を「法第12条第1項」に改め，同表の3 の（2）の表13の（2）の項中「柔道整復師法」を「法」に改め，同表の30（2）の表中13の項を12の項とし，14の項を13の項とし，同表の3の（2）の表15の（4）の項中「以下この項において「政令」 という。」を「昭和28年政令第386号」に改め，同表の3の（2）の表150（5）の項を次のように改 める。


別表第3の3の（2）の表150（6）の項を削り，同表の3の（2）0）表中15の項を14の項とし，160項及び17の項を削り，同表の30（2）の表18の（35）の項中「（34）」を「（37）」に改め，同項を同表 の3の（2）の表18の（38）の項とし，同表の3の（2）の表180）（34）の項中「（33）」を「（36）」に改 め，同項を同表の3の（2）の表18の（37）の項とし，同表の3の（2）の表中18の（33）の項を18の（36） の項とし，18の（32）の項を18の（35）の項とし，18の（31）o項を18の（34）の項とし，18の（30）の項を 18 の（33）の項とし，18の（29）の項を18の（32）の項とし，18の（28）の項を18の（31）の項とし，18の （27）の項を 18 の（ 30 ）の項とし，18の（26）の項を18の（29）の項とし，18の（25）の項を18の（28）の項と し，18の（24）の項を18の（27）の項とし，18の（23）の項を18の（26）の項とし，18の（22）の項を18の （25）の項とし，18の（21）の項の次に次のように加える。

$$
\begin{array}{|l|l|l|l|l|l|l|l|l|}
\hline \text { (22) 指定薬物である疑い } & & & & \\
\hline
\end{array}
$$

| がある物品の検查等（法 <br> 第76条の6） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （23）指定薬物の廃葉等 <br> （法第76条の7） |  |  |  |  |  | 0 |  |  | 11 |
| （24）指定薬物又はその疑 <br> いがある物品を発見した <br> 場合の立入検査等（法第 <br> 76 条の8） |  |  |  |  |  |  | 0 |  |  |

別表第3の3の（2）の表18の（14）の項中「第40条第1項及び第2項」を「第40条第1項及び同条第 2 項」に改め，同表の 30 （2）の表中 18 の項を 150 の項とし， 190 項を 16 の項とし， 20 の項を 170 ）項とし，21の項を18の項とし，22の項を19の項とし，23の項を20の項とし，24の項を210項とし， 25の項を 22 の項とし，同表の 3 の（9）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（9）の表5の項中「（平成5年高知県規則第21号）」を削り，同表の3の（9）の表8の項中「（平成7年高知県規則第126号）」を削り，同表の3の（9）の表9の項中「昭和32年厚生省令第38号」を「昭和 32 年厚生省令第 38 号。以下この項において「省令」という。」に改め，同表の 30 （ 9 ）の表 90 の （1）の項及び 9 の（2）の項中「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」を「省令」に改 め，同表の 3 の（ 9 ）の表 15 の項中「平成 12 年高知県条例第 15 号」を「平成 12 年高知県条例第 15 号。以下この項において「条例」という。」に改め，同表の30（9）の表150（1）の項及び15の（2）の項中「高知県クリーニング業法施行条例」を「条例」に改め，同表の3の（9）の表20の項中「建築物における衛生環境の確保に関する法律」を「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に改め，同表の3の（9）の表20の（3）の項中「維持管理の改善•措置•使用の制限及び禁止」を「特定建築物の維持管理について権原を有する者に対する改善命令，当該特定建築物の使用制限等」に改め，同表の3の（9）の表20の（4）の項中「地方公共団体の用」を「地方公共団体の公用又は公共 の用」に改め，同表の3の（9）の表21の（3）の項中「（法第9条第2項において準用する場合を含 む。）」を「及び法第 9 条第 2 項において読み替えて準用する法第 6 条第 1 項」に改め，同表の 3 の（9）の表 22 の項中「平成 12 年高知県条例第 11 号」を「平成 12 年高知県条例第 11 号。以下この項に
温泉法施行条例」を「条例」に改め，同表の3の（9）の表25の（10）の項及び25の（11）の項を次のよ


別表第3の3の（9）の表 26 の（25）の項中「（省令第 4 条第 4 項において準用する場合を含 む。）」を「及び省令第 4 条第 4 項において準用する省令第 2 条第 5 項」に改め，同表の 3 の（ 9 ）

の表 26 の（26）の項中「（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）」を「及び省令第 4 条第4項に抽いて準用する省令第2条第6項」に改め，同表の3の（9）の表26の（27）の項中「（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）」を「及び省令第 4 条第 4 項において準用する省令第 2 条第 8 項」に改め，同表の 3 の（ 9 ）の表 26 の（ 28 ）の項中「（省令第 4 条第 4 項において準用す る場合を含む。）」を「及び省令第 4 条第 4 項において準用する省令第 2 条第 9 項」に改め，同表 の 3 の（ 9 ）の表 26 の（ 33 ）の項中「（省令第 18 条第 4 項において準用する場合を含む省令第18条第4項において準用する省令第 15 条第 5 項」に改め，同表の 3 の（ 9 ）の表26の（34）の項中「（省令第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を「及び省令第 18 条第 4 項において準用する省令第15条第6項」に改め，同表の3の（9）の表26の（35）の項中「（省令第18条第4項にお いて準用する場合を含む。）」を「及び省令第 18 条第 4 項において準用する省令第 15 条第 8 項」に改め，同表の3の（9）の表26の（36）の項中「（省令第18条第4項において準用する場合を含 さ。）」を「及び省令第18条第4項において準用する省令第15条第9項」に改め，同表の3の（9） の表中27の（12）の項を削り，27の（13）の項を27の（12）の項とし，27の（14）の項を27の（13）の項を ，同表の 3 の（9）の表27の（15）の項中「（14）」を「（13）」に改め，同項を同表の30（9）の表27 の（14）の項とし，同表の3の（9）の表29の（18）の項を削り，同表の3の（9）の表29の（19）の項中「（18）」を「（17）」に改め，同項を同表の3の（9）の表29の（18）の項とし，同表の3の（9）の表32 の項中「。以下この項において「法」という。」を削り，「法に」を「製菓衛生師法に」に改め，同表の3の（9）の表33の（4）の項中「処理又は加工する」を「処理し，又は加工する」に改め，同表の3の（9）の表38の（1）の項中「高知県食の安全•安心推進計画（（2）において「推進計画」と いら。）」を「推進計画」に改め，同表の 3 の（9）の表38の（4）の項中「その他必要な」を「その他の必要な」に改め，同表の30（9）O表38の（5）の項中「立入検查等」を「立入調査等」に改 め，同表の 3 の（9）O表38の（6）の項中「環境農業課長」を「環境農業推進課長」に，「畜産課長」を「畜産振興課長」に改め，同表の3の（9）を同表の3の（10）とし，同表の3の（8）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（8）の表1の（11）の項中「（法第108条）」を削 り，「係るもの」を「係るもの（法第106条第1項）」に改め，同表の3の（8）の表1の（12）の項中「第109条」を「第108条」に改め，同表の3の（8）を同表の3の（9）とし，同表の3の（7）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（7）の表2の（3）の項中「身体障害者更生援護施設」を「身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例 により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設をいう。）」 に改め，同表の3の（7）の表3の項中「児童福祉法に」を「児童福祉法（以下この項において「法」という。）に」に改め，同表の 30 （7）の表3の（1）の項及び 3 の（2）の項中「児童福祉法」を「法」に改め，同表の3の（7）の表4の項中「老人福祉法に」を「老人福祉法（以下この項 において「法」といら。）に」に改め，同表の3の（7）の表4の（1）の項及び 40 （2）の項中「老人福祉法」を「法」に改め，同表の3の（7）の表5の項中「身体障害者福祉法に」を「身体障害者福祉法（以下この項において「法」という。）に」に改め，同表の3の（7）の表5の（1）の項中「身体障害者福祉法」を「法」に改め，同表の3の（7）の表5の（2）の項中「の設置する身体障害者更生援護施設」を「が設置する身体障害者社会参加支援施設」に，「身体障害者福祉法」を「法」に改め，同表の 3 の（ 7 ）を同表の 3 の（8）とし，同表の 3 の（6）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（6）の表9の項中「昭和36年法律第238号」を「昭和36年法律第238号。以下この項において「法」という。」に改め，同表の3の（6）の表9の（1）の項及び9の ${ }^{(1)} 3$ ）の項中「児童扶養手当法」を「法」に改め，同表の3の（6）を同表の3の（7）とし，同表の3の（5）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（5）の表6の（2）の項中「第26条」を「法第26条」に改め，同表の 3 の（5）の表 6 の（5）O項中「第 26 条の5」を「法第 26 条の5」に改め，同表 の3の（5）の表中 9 の項を削り，10の頃を 9 の項とし，11の項を10の項とし，12の項を削り，13の項を 11 の項とし，14の項を 12 の項とし，15の項を130項とし，16の項を14の項とし，17の項を15の項とし，同表の3の（5）の表に次のように加える。


| $\begin{array}{l}\text { 害者支援 } \\ \text { 法（平成 } \\ \text { 16年係る業務に関すること。発達障害者支援法第14条 } \\ \text { 湏）} \\ \text { 律第167 } \\ \text { 号）に関 } \\ \text { する事務 }\end{array}$ |
| :--- |

列表第3の3の（5）を同表の3の（6）とし，同表の3の（4）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，同表の3の（4）の表1の（2）の項中「法第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項」を「第 15 条の 2 第 1項及び第2項」に改め，同表の3の（4）の表40（2）O項を次のように改める。

## （2）社会福祉法人の定款 <br> の変更の認可（法第 43 条 <br> 第1項） <br> $\square$

別表第3の3の（4）の表7の項を次のように改める


| 開設の許可（法第94条第 $1 \text { 項) }$ |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （11）介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可 （法第94条第2項） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| （12）介護老人保健施設の開設の許可の更新（法第 94条の 2 第 1 項） |  |  | 0 |  |  |  |
| （13）介護老人保健施設の管理者に係る承認（法第 95条） |  | 0 |  |  |  |  |
| （14）介護老人保健施設の設備の使用制限等（法第 101条） |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| （15）介護老人保健施設の管理者の変更命令（法第 102条第1項） | 0 |  |  |  |  |  |
| （16）介護老人保健施設の業務運営の改善命令及び業務の停止命令（法第103条第 1 項） | 0 |  |  |  |  |  |
| （17）介護老人保健施設の許可の取消し（法第104条第1項及び第115条の29第 6 項） | 0 |  |  |  |  |  |
| （18）指定介護療養型医療施設の指定（法第107条第 1 項） | 0 |  |  |  |  |  |
| （19）指定介護療養型医療施設の指定の更新（法第 107条の2第1項） |  |  | 0 |  |  |  |
| （20）指定介護療養型医療施設の指定の取消し（法第114条第 1 項及び第115条の29第6項） | 0 |  |  |  |  |  |
| （21）指定介護予防サービ ス事業者の指定（法第115条の 2 第1項） | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| （22）指定介護予防サービ ス事業者の指定の取消し （法第115条の8第1項及 び第115条の29第6項） | 0 |  |  |  |  |  |
| （23）指定介護予防サービ ス事業者の指定の更新 |  |  | 0 |  |  |  |



別表第3の30（4）を同表の30（5）とし，同表の3の（3）の表中「部局長等」を「部局長」に改め，8の項を削り，7の項を8の項とし，6の項を7の項とし，5の項の次に次のように加え る。


| 9 感染症 の予防及 び感染症 | （1）予防計画の策定及び変更（法第 10 条第 1 項及 び第3項） |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| の患者に対する医療に関す る法律 | （2）医師及び獣医師から の届出の受理（法第 12 条第1項及び第13条第1項） |  |  |  |  |  |  | 0 |  | 保健所長 |
| （平成10 | （3）5 類感染症のうち厚 |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| 年法律第 | 生労働省令で定めるもの |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 114 号。 | 又は 2 類感染症， 3 類感 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 以下この | 染症，4 類感染症若しく |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 項におい | は5類感染症の類似症の |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| て「法」 | らち厚生労衝省令で定め |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| という。） | るものの発生の状況の届 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| に関する | 出を担当させる病院又は |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 事務 | 診療所の指定及び指定の |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 取消し（法第14条第1項 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 及び第5項） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （4）指定届出機関の管理 |  |  |  |  |  |  | 0 |  | 保健所 |
|  | 者からの届出の受理（法 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |





| （28）新感染症の所見があ る者に対する入院し，又 は入院させるべきことの勧告，入院の措置の実施及び入院の期間の延長 （法第46条第1項から第 4 項まで） |  |  |  |  |  |  | 0 |  | ＂ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （29）新感染症の所見があ る者の移送（法第47条） |  |  |  |  |  |  | 0 |  | ＂ |
| （30）新感染症の所見があ る者の退院及び確諰（法第48条第1項及び第4項） |  |  |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  | ＂ |
| （31）結核患者の届出の通 <br> 知（法第53条の10） |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| （32）（1）から（31）までの事項以外の法に関するこ と。 |  |  |  | O |  |  |  |  |  |

別表第3の3の（3）の表20の（4）の項中「第 29 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項及び第 2 項」に改 め，同表の3の（3）の表200（7）の項中「人院措置」を「指定医による診察の結果等に基づく入院措置」に，「第29条の4第1項」を「第29条の4」に改め，同表の30）（3）の表200（9）の項中「第33条第4項」を「第33条第 7 項」に改め，同表の3の（3）の表20の（11）の項中「移送」を「移送等」に改め，同表の3の（3）の表20の（12）の項中「措置入院患者」を「措置入院者」に，「定期報告」を「定期の報告」に，「第38条の2」を「第38条の2第1項及び同条第2項において準用与 る同条第 1 項」に改め，同表の 3 の（3）の表20の（13）の項及び200（14）の項中「定期報告」を「定期の報告」に改め，同表の 3 の（3）の表20の（19）の項中「第38条の7」を「第38条の7第1項，第 2項及び第4項」に改め，同表の3の（3）の表200（22）の項中「交付」を「交付並びに精神障害の状態にあることの認定」に，「第45条第2項」を「第45条第2項及び第4項」に改め，同表の30 （3）の表20の（25）の項から20の（30）の項までを次のように改める。



別表の30（3）の表20の項に次のように加える


別表第3の3の（3）の表中 21 の頃を23の頃とし，20の項の次に次のように加える
21 高知県 任意入院者の症状等の報
精神科病 告の保健所からの受理（高院におう 知県精神科病院における任 る任意入 意入院者の症状等の報告に院者の症 関する条例第2条及び高知｜


別表第3中3の（3）を30（4）とし，3の（2）の次に次のように加える。
（3）医師確保推進室

| 事務の種類 | 兼項（根揕条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | $\begin{aligned} & \hline ⿳ ⿱ ㇒ ⿲ 丶 丶 ㇒ 冖 又 女 又 又 ~ \\ & \text { 任 } \\ & \text { 者 } \end{aligned}$ |  |  |
|  |  |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 副 } \\ \text { 知 } \\ \text { 事 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 部 } \\ \text { 局 } \end{array}$ 長 | $\begin{gathered} \begin{array}{c} \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array} \mathbf{l}{ }^{2} \\ \hline \end{gathered}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \\ \hline \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 課 } \\ \text { 高 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \text { 等 } \end{gathered}$ | 所長 | 所長 |  |  |
| $\begin{array}{rr} \hline 1 & \text { 自治医 } \\ \text { 科大学入 } \\ \text { 学試験委 } \end{array}$ | （1）自治医科大学入学試験委員の申出に関するこ と。 |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 員会に関 <br> する事務 | （2）自治医科大学入学試験試験担当員の委嘱に関 すること。 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （3）自治医科大学入学試験第一次学力試験の及第者の決定に関すること。 |  |  | O |  |  |  |  |  |  |  |
|  | （4）自治医科大学入学試験第一次試験の合格者の決定に関すること。 |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 保健師 <br> 助産師看  <br> 檴 師 法 <br> （以下こ  <br> （以）  <br> の項 に | （1）准看護師美成所の指定並びに指定准看護師義成所の変更の承認及び指定の取消し（法第22条第 2 号並びに保健師助産師 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |



別表第3中3を4とし，2の次に次のように加える。
3 危機管理部各課






| （3）消防政策課 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 事務の種類 | 事項（根拠条項） | 決裁楻者 |  |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
|  |  | $\begin{array}{\|l\|l\|l\|l\|l\|} \hline \text { 知 } \\ \text { an } \end{array}$ | 専決権者 |  |  |  |  |  | 受 |  |  |
|  |  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { 副 } \\ & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 部 } \\ \text { 局 } \end{array}$ 長 | $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 副 } \\ \text { 部 } \\ \text { 長 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | 課 <br> 室 <br> 長 | $\begin{aligned} & \text { 課 } \\ & \text { 室 } \\ & \text { 長 } \\ & \text { 補 } \\ & \text { 佐 } \\ & \text { 等 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | 所長 |  |  |
| 1 消防組織法（昭和22年法 | （1）消防統計及び消防情報に関すること。（法第 29条第3号） |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
| 律第226 <br> 号。以下 <br> この項に <br> おいて <br> 「法」と <br> いう。） <br> に関する <br> 事務 | （2）他の都道府県の応援 の要請（法第44条第1項） |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 消防法 <br> （昭和23 | 一般消防，危険物規制そ の他の消防法に関するこ |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |  |


| 2 高知県収入証紙 | （1）収入証紙の売りさばき人 の指定（条例第5条第1項） |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 条例（昭 <br> 和 39 年高 <br> 知県条例 <br> 第 1 号。 <br> 以下この | （2）収入証紙の売りさばき人 の指定の取消し（高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規狛第 28 号）第 10 条第 1 項） |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| 項におい て「「条例」とい う。）に関する事務 | （3）（1）及び（2）の事項以外 の条例に関すること。 |  |  |  | 0 |  |  |  |  |
| 3 高知県会計規則 （以下こ | （1）出先機関及び取扱店の指定（規則第2条第2号及び第 12号） |  | 0 |  |  |  |  |  |  |
| の項にお <br> いて「規則」とい う。）に関する事務 | （2）出納員及び現金取扱員の任免（規則第4条及び第5条） |  |  |  | 0 |  |  |  |  |
| $\begin{array}{\|cc\|} \hline 4 \\ \substack{\text { の事務 }} \\ \text { その他 } \end{array}$ | 会計職員の研修に関するこ と。 |  |  | 0 |  |  |  |  |  |



|  |  |  |  |  |  | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { が専決 } \\ & \text { する。 } \end{aligned}\right.$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | （2）歳計現金の管理及び運用に関する こと。 | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 2 高知県予算規則 （以下こ の項にお いて「規則」とい ら。）に関する事務 | （1）歳出予算の配当及び令達の通知の受理（規則第 11 条第 2 項及び第 14 条第 4項） |  | $\bigcirc$ |  |  | 課室長 が適当 と記め るもの につい ては， 課室長 補佳等 又は当 該事項 を担当 するま 一つが 専決す る。 |
|  | （2）歳出予算の流用及び予備費の充当 の通知の受理（規則第 18 条第 2 項及び第19条第2項） |  | 0 |  |  | ＂ |
| 3 高知県会計規則 <br> （以下こ の項にお いて「規則」とい ら。）に関する事務 | （1）収入及び支出に係る更正決議書の通知の受理（規則第21条） |  | 0 |  |  | ＂ |
|  | （2）調定の通知の受理（規則第 24 条） |  | 0 |  |  | ＂ |
|  | （3）過誤納金の戻出決定（規則第30条第1項） |  | $\bigcirc$ |  |  | ＂ |
|  | ```(4) 収入未淪歳入額繰越通知書及び内 訳書による通知の受理(規則第42条第 1項)``` |  | 0 |  |  | ＂ |
|  | （5）保管有価証券の受け払い（規則第 70 条第 1 項及び第 2 項） |  | 0 |  |  |  |
| $\left\lvert\, \begin{array}{\|c\|} \hline 4 \text { 高知県 } \\ \text { 財産規則 } \\ \text { に関する } \\ \text { 事務 } \end{array}\right.$ | 不納欠損の処分の通知の受理（高知県財産規則第159条第2項） |  | 0 |  |  | 課室長 が適当 と認め るあ， につい ては， て課室長 補佐等 又は当 該事項 を担当 するチ |



| 事務O）種類 | 事項（根拠条項） |  | 決裁権者 |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | $\begin{aligned} & \hline \text { 会 } \\ & \text { 計 } \\ & \text { 管 } \\ & \text { 理 } \\ & \text { 者 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 専 } \\ \hline \text { 会 } \\ \text { 計 } \\ \text { 管 } \\ \text { 理 } \\ \text { 局 } \\ \text { 次 } \\ \text { 長 } \end{array}$ | $\begin{aligned} & \text { 決権 } \\ & \hline \text { 課 } \\ & \text { 至 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 者 } \\ & \\ & \hline \text { 課 } \\ & \text { 室 } \\ & \text { 長 } \\ & \text { 補 } \\ & \text { 佐 } \\ & \text { 等 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \hline \text { 受 } \\ & \text { 任 } \\ & \text { 者 } \\ & \hline \text { 所 } \\ & \text { 長 } \end{aligned}$ |  |  |
| 1 高知県会計規則 | （1）支出負担行為の合議（規則 | ア 1 件 1 億円以上 のもの | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |  |
| （以下こ <br> の項にお <br> いて「規 | 第44条第1項） | $\begin{array}{\|l} \hline 1 \quad 1 \text { 件 } 1,000 \text { 万円以 } \\ \text { 上 } 1 \text { 億円未満の } \\ \text { の } \\ \hline \end{array}$ |  | 0 |  |  |  |  |  |
| 則」とい う。）に |  | ウ 1 件 1,000 万円未満のもの |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 関する事務 | （2）給料，手当 （退職手当を除 | $\begin{aligned} & \text { ア } \quad 1 \text { 件 } 1,000 \text { 万円以 } \\ & \text { 上のもの } \end{aligned}$ |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |
|  | く。），報酬，賃金，恩給その他給与の確定し ているもの並び に旅費及び共済費の支出の決定 （高知県給与等集中管理特別会計及び高知県用品等調達特別会 | 11件1，000万円未満のもの |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  | 課室長 <br> が適当 <br> と認め <br> るもの <br> につい <br> ては， <br> 課室長 <br> 補佐等 <br> 又は当 <br> 該事項 |




| （3）総務事務センター |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 事務の種類 | 事項（根拠条項） | 決裁権者 |  |  |  |  |  |  | 合議先 | 備考 |
|  |  | $\begin{aligned} & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | 専決権者 |  |  |  |  | $⿳ ⿱ ㇒ ⿲ 丶 丶 ㇒ 冖 又 心 ㇒ ~$ <br> 任 <br> 者 |  |  |
|  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 副 } \\ & \text { 知 } \\ & \text { 事 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 会 } \\ \text { 計 } \\ \text { 管 } \\ \text { 理 } \\ \text { 局 } \\ \text { 長 } \\ \hline \end{array}$ | 会 計 管 理 局 次 長 | 課 <br> 室 <br> 長 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課 } \\ \text { 室 } \\ \text { 長 } \\ \text { 補 } \\ \text { 佐 } \\ \text { 等 } \end{array}$ | 所長 |  |  |
| 1 高知県給与支給事務集中処理規則 （昭和40年高知県規則第43号）に関 する事務 | 資金前渡職員及びその補助者 の指名（高知県給与支給事務集中処理規則第 5 条第 3 項） |  |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |
| 2 高知県財産規則 に関する事務 | 重要物品等の取得，管理及び処分の協議に関すること。（高知県財産規則第 75 条） |  |  |  |  | 0 |  |  |  |  |
| 3 高知県用品等調達特別会 | （1）高知県 ア 1 件の見積 <br> 用品等調達 金額が 7,000 万 <br> 特別会計に 円以上のもの |  |  | 0 |  |  |  |  | 財政課長 |  |
| 計 規 則 <br> （昭和32 <br> 年高知県 | おいて調達 1 1件の見積 する物品等 金額が 1,000 万 の取得（印 円以上7，000万 |  |  |  | $\bigcirc$ |  |  |  |  |  |



別表第3備考1中「，「出納長」に○印のある事務は出納長が」を削り，「部局長等」を「部局長」に改め，「，「副出納長」に○印のある事務は副出納長が」を削り，「出納局長」を「会計管理局長」に，「出納局次長」を「会計管理局次長」に改め，同表備考 4 を削り，同表備考 3 中「土木技術監又は建設検査長」を「建設検査長又は土木技術監」に改め，同備考を同表備考 4 とし，同表中備考 2 を備考 3 とし，備考 10 次に次のように加える。

2 「決裁権者」欄の「会計管理者」に○印のある事務は，会計管理者が当該事務の決裁権者であることを示す。

## 拊 則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，別表第3の2の（7）の表の改正規定（「部局長等」を「部局長」に改める部分を除く。）は，平成19年4月16日から施行する。

